

第105回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 5 号議案	人権擁護委員候補者の推薦について	2月25日提出
第 6 号議案	人権擁護委員候補者の推薦について	2月25日提出
第 7 号議案	令和4年度宍粟市一般会計予算	2月25日提出
第 8 号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算	2月25日提出
第 9 号議案	令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算	2月25日提出
第 10 号議案	令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算	2月25日提出
第 11 号議案	令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算	2月25日提出
第 12 号議案	令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算	2月25日提出
第 13 号議案	令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算	2月25日提出
第 14 号議案	令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算	2月25日提出
第 15 号議案	令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算	2月25日提出
第 16 号議案	令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）	2月25日提出
第 17 号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	2月25日提出
第 18 号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）	2月25日提出
第 19 号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	2月25日提出
第 20 号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	2月25日提出
第 21 号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2月25日提出
第 22 号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）	2月25日提出

議案番号	件 名	備 考
第 23 号議案	宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について	2月25日提出
第 24 号議案	宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	2月25日提出
第 25 号議案	宍粟市個人情報保護条例の一部改正について	2月25日提出
第 26 号議案	宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2月25日提出
第 27 号議案	宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	2月25日提出
第 28 号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	2月25日提出
第 29 号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について	2月25日提出
第 30 号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について	2月25日提出
第 31 号議案	宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正について	2月25日提出
第 32 号議案	宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について	2月25日提出
第 33 号議案	宍粟市立学校設置条例の一部改正について	2月25日提出
第 34 号議案	辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について	2月25日提出
第 35 号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について	2月25日提出
第 36 号議案	(仮称)千種市民協働センター建設工事請負契約の変更について	2月25日提出

第 5 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 [REDACTED]
氏 名 梶 浦 俊 宏
生年月日 [REDACTED]

令和4年2月25日提出

三 晶 元 福 市 長 栗 宍

梶浦 俊宏 氏 主な経歴等

住 所	
年 齢	64歳
最 終 学 歴	
職 歴	
その他役職歴	
平成5年～平成15年	宍粟郡山崎町青少年健全育成委員会委員
平成29年～平成30年	宍粟市人権教育研究協議会副会長
令和元年7月～現在	人権擁護委員

第 6 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 [REDACTED]
氏 名 谷 笹 摩 弥
生年月日 [REDACTED]

令和4年2月25日提出

三 晶 元 福 市 長 栗 穴

谷笹 摩弥 氏 主な経歴等

[illegible]

第 16 号議案

令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）

令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,886,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 2 月 25 日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市	税		4,327,816	29,707	4,298,109
4 市	た	ば こ 税	298,707	29,707	269,000
2 地	方 議 与 税		283,182	9,758	292,940
1 地	方 揮 発 油 議 与 税		39,453	2,638	42,091
2 自	動 車 重 量 議 与 税		128,243	7,120	135,363
3 利	子 割 交 付 金		4,361	375	3,986
1 利	子 割 交 付 金		4,361	375	3,986
6 法	人 事 業 税 交 付 金		35,247	10,078	45,325
1 法	人 事 業 税 交 付 金		35,247	10,078	45,325
7 地	方 消 費 税 交 付 金		795,000	20,000	815,000
1 地	方 消 費 税 交 付 金		795,000	20,000	815,000
11 地	方 交 付 税		9,582,615	348,236	9,930,851
1 地	方 交 付 税		9,582,615	348,236	9,930,851
13 分	担 金 及 び 負 担 金		84,081	7,182	76,899
1 分	担 金		19,993	7,182	12,811
15 国	庫 支 出 金		3,924,360	136,219	3,788,141
1 国	庫 負 担 金		1,503,343	43,838	1,459,505
2 国	庫 補 助 金		2,410,624	92,381	2,318,243
16 県	支 出 金		1,641,197	121,432	1,519,765
1 県	負 担 金		806,052	6,659	812,711
2 県	補 助 金		702,518	127,641	574,877
3 委	託 金		132,627	450	132,177
17 財	産 収 入		204,835	64,078	140,757
1 財	産 運 用 収 入		96,128	1,521	94,607
2 財	産 売 払 収 入		108,707	62,557	46,150
18 寄	附 金		255,506	22,200	277,706

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	1 寄附金	255,506	22,200	277,706
19 繰入金	繰入金	407,636	42,744	364,892
	1 基金繰入金	407,636	42,744	364,892
20 繰越金	繰越金	566,043	273,505	839,548
	1 繰越金	566,043	273,505	839,548
21 諸収入	収入	749,415	1,791	751,206
	4 雑収入	394,119	1,791	395,910
22 市債	市債	2,436,691	209,802	2,226,889
	1 市債	2,436,691	209,802	2,226,889
歳入	合計	25,812,526	74,029	25,886,555

歳 出		款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	(単位：千円)
2 総務	費	1 総務	管理費	3,165,650	68,115	3,233,765	
		2 徴税	費	2,693,170	91,726	2,784,896	
		3 戸籍住民基本台帳	費	176,505	650	175,855	
		4 選挙	費	180,519	484	180,035	
3 民生	費			87,796	22,477	65,319	
				8,191,942	67,002	8,124,940	
		1 社会福祉	社費	4,530,931	27,833	4,503,098	
		2 児童福祉	社費	3,300,126	22,669	3,277,457	
4 衛生	費	3 生活保護	護費	360,884	16,500	344,384	
				3,119,344	157,441	2,961,903	
		1 保健衛生	生費	1,610,060	99,694	1,510,366	
		2 清掃	掃費	1,101,630	57,747	1,043,883	
5 農林水産業	費			1,240,755	158,001	1,082,754	
		1 農業	業費	720,126	50,182	669,944	
		2 林業	業費	515,462	107,819	407,643	
				1,674,661	180,216	1,494,445	
6 商工	費	1 商工	工費	1,674,661	180,216	1,494,445	
				2,508,656	62,495	2,446,161	
7 土木	費	1 土木	管理費	278,915	17,933	260,982	
		2 道路橋梁	梁費	691,030	20,000	711,030	
		4 都市計画	画費	69,220	0	69,220	
		5 下水水道	道費	1,433,169	64,562	1,368,607	
		6 住宅	宅費	31,721	0	31,721	
				960,162	50,523	909,639	
8 消費	費			960,162	50,523	909,639	
		1 消費	防費	1,817,804	28,723	1,789,081	
9 教育	費						

(単位：千円)

款		項		補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	費	1 教 育 総 務 費		617,129	16,673	600,456
		2 小 学 校 費		183,380	5,400	177,980
		3 中 学 校 費		132,372	3,250	129,122
		4 幼 稚 園 費		82,186	1,000	83,186
		5 社 会 教 育 費		358,538	3,000	355,538
		6 保 健 体 育 費		444,199	1,400	442,799
10 災 害 復 旧 費	費			140,650	23,827	116,823
11 公 債 費	費	1 農林水産業施設災害復旧費		76,639	23,827	52,812
				2,804,997	734,142	3,539,139
歳 出	出	1 公 債 費		2,804,997	734,142	3,539,139
		合 計		25,812,526	74,029	25,886,555

第 2 表 繰越明許費補正
追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	公用車購入事業	2,456
総務費	総務管理費	一宮市民協働センター土地調査業務	3,450
総務費	総務管理費	新病院進入路整備事業	34,300
総務費	総務管理費	再生可能エネルギー促進事業補助金	2,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	4,675
民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金事業	3,000
民生費	児童福祉費	山崎地区認定こども園整備事業	44,912
衛生費	清掃費	穴栗環境美化センター跡地土地調査業務	14,022
農林水産業費	農業費	地籍調査事業	11,873
商工費	商工費	観光駐車場整備事業	60,000
商工費	商工費	一宮温泉「まほろばの湯」修繕事業	4,840
土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	80,000

款	項	事業名	金額
教 育 費	教 育 総 務 費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (小学校・中学校)	16,650
教 育 費	小 学 校 費	学校施設営繕事業	7,000
教 育 費	中 学 校 費	学校施設営繕事業	7,000
教 育 費	幼 稚 園 費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (幼稚園)	1,500
教 育 費	保 健 体 育 費	スポーツ施設トイレ改修事業	9,020
災 害 復 旧 費	公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	51,800

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
土 木 費	道路橋梁費	道路新設改良事業	40,000	123,600

第 3 表

債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期 間	限度額
一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託 （粗大ごみ変更新分）	令和4年度から令和5年度まで	11,181

地 方 債 補 正

第 4 表

変 更 (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
過 疎 対 策 事 業 債 (特 別 事 業 分)	210,000	268,000
公 共 施 設 整 備 事 業	300,400	263,300
情 報 通 信 施 設 整 備 事 業	23,600	16,100
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	171,700	177,600
衛 生 施 設 整 備 事 業	15,500	13,500
農 林 業 施 設 整 備 事 業	41,200	33,700
観 光 施 設 整 備 事 業	521,900	494,300
土 木 施 設 整 備 事 業	407,600	390,100
消 防 施 設 整 備 事 業	22,900	22,500
臨 時 財 政 対 策 債	625,191	453,889
災 害 復 旧 事 業	29,500	26,700

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 歳入	款	補正前の額	補正額	計
1 市	税	4,327,816	29,707	4,298,109
2 地	譲与税	283,182	9,758	292,940
3 利	子割交付金	4,361	375	3,986
6 法	人事業税交付金	35,247	10,078	45,325
7 地	方消費税交付金	795,000	20,000	815,000
11 地	方交付税	9,582,615	348,236	9,930,851
13 分	担金及び負担金	84,081	7,182	76,899
15 国	庫支支出金	3,924,360	136,219	3,788,141
16 県	支支出金	1,641,197	121,432	1,519,765
17 財	産収入	204,835	64,078	140,757
18 寄	附金	255,506	22,200	277,706
19 繰	入金	407,636	42,744	364,892
20 繰	越金	566,043	273,505	839,548
21 諸	収入	749,415	1,791	751,206
22 市	債	2,436,691	209,802	2,226,889
	歳入合計	25,812,526	74,029	25,886,555

歳 出		(単位：千円)						
款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
					補正額			
					特 定 財 源	財 源	内 訳	
2 総 務 費		3,165,650	68,115	3,233,765	国県支出金	地方債	そ の 他	一般財源
3	民 生 費	8,191,942	67,002	8,124,940	3,200	48,500	20,547	92,868
4	衛 生 費	3,119,344	157,441	2,961,903	37,800	29,700	10,669	48,233
5	農 林 水 産 業 費	1,240,755	158,001	1,082,754	49,318	2,000	5,857	100,266
6	商 工 費	1,674,661	180,216	1,494,445	96,155	19,200		81,046
7	土 木 費	2,508,656	62,495	2,446,161	59,070	11,500	16,620	93,026
8	消 防 費	960,162	50,523	909,639	16,019	5,400	4,303	45,379
9	教 育 費	1,817,804	28,723	1,789,081	11,596	400	4,233	34,294
10	災 害 復 旧 費	140,650	23,827	116,823	11,531	4,900	1,096	34,258
11	公 債 費	2,804,997	734,142	3,539,139	2,727	14,700	5,012	1,388
歳 出 合 計		25,812,526	74,029	25,886,555			8,419	742,561
					257,954	38,500	27,056	397,539

2 歳 入

(款) 1 市税 (項) 4 市たばこ税 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市たばこ税	298,707	29,707	269,000	1 現年課税分	29,707	市たばこ税 (現年課税分)
計	298,707	29,707	269,000			

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税						
1 地方揮発油譲与税	39,453	2,638	42,091	1 地方揮発油譲与税	2,638	地方揮発油譲与税
計	39,453	2,638	42,091			

(款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税						
1 自動車重量譲与税	128,243	7,120	135,363	1 自動車重量譲与税	7,120	自動車重量譲与税
計	128,243	7,120	135,363			

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金						
1 利子割交付金	4,361	375	3,986	1 利子割交付金	375	利子割交付金
計	4,361	375	3,986			

(款) 6 法人事業税交付金 (項) 1 法人事業税交付金						
1 法人事業税交付金	35,247	10,078	45,325	1 法人事業税交付金	10,078	法人事業税交付金
計	35,247	10,078	45,325			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金						
1 地方消費税交付金	795,000	20,000	815,000	1 地方消費税交付金	20,000	地方消費税交付金
計	795,000	20,000	815,000			

(款) 11 地方交付税			(項) 1 地方交付税			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 地方交付税	9,582,615	348,236	9,930,851	1 地方交付税	348,236	普通交付税	348,236
計	9,582,615	348,236	9,930,851				
(款) 13 分担金及び負担金							
			(項) 1 分担金				
1 衛生費分担金	4,800	1,550	3,250	1 清掃費分担金	1,550	地域生活排水事業分担金	1,550
2 農林水産業費分担金	7,490	2,821	4,669	1 林業費分担金	2,821	治山関連事業分担金	2,821
3 土木費分担金	5,150	620	4,530	1 土木管理費分担金	620	県営急傾斜地崩壊対策事業分担金	620
4 災害復旧費分担金	2,553	2,191	362	1 農地災害復旧費分担金	1,386	農地災害復旧費分担金	1,386
				2 農業用施設災害復旧費分担金	805	農業用施設災害復旧費分担金	805
計	19,993	7,182	12,811				
(款) 15 国庫支出金							
			(項) 1 国庫負担金				
1 民生費国庫負担金	1,248,218	5,436	1,242,782	1 社会福祉費負担金	12,659	国民健康保険保険料基金安定負担金 障害者医療費負担金 障害者自立支援給付費負担金 特別障害者手当等給付費負担金	336 644 13,486 1,135
				2 児童福祉費負担金	5,720	児童扶養手当支給費負担金 児童手当負担金	758 4,962
				3 生活保護費負担金	12,375	生活扶助費等国庫負担金 医療扶助費等国庫負担金 介護扶助費等国庫負担金	3,150 4,275 4,950

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	217,772	38,402	179,370	1 保健衛生費負担金	38,402	新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金
計	1,503,343	43,838	1,459,505			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金						
1 総務費国庫補助金	538,923	59,994	478,929	1 総務管理費補助金	59,994	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 個人番号カード事務費補助金交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	1,592,034	16,792	1,575,242	1 社会福祉費補助金	7,250	障害者地域生活支援事業費及び障害者総合支援事業費補助金
				2 児童福祉費補助金	9,542	子ども・子育て支援交付金 子育てのための施設等利用交付金 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 保育士等処遇改善臨時特例交付金
3 衛生費国庫補助金	111,233	700	110,533	1 保健衛生費補助金	700	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
4 土木費国庫補助金	154,849	16,392	138,457	1 土木管理費補助金	3,835	社会資本整備総合交付金 (簡易耐震診断推進事業) 社会資本整備総合交付金 (耐震改修促進事業) 社会資本整備総合交付金 (がけ地近接等危険住宅移転事業) 社会資本整備総合交付金 (建築物土砂災害対策改修事業)
						71 1,000 2,592 172
				2 道路橋梁費補助金	3,400	社会資本整備総合交付金
				3 住宅費補助金	9,157	社会資本整備総合交付金 (家賃低廉化事業) 社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)
5 消防費国庫補助金	8,877	6,596	2,281	1 消防費補助金	6,596	社会資本整備総合交付金 (防災安全)
						6,596

一般会計

15 国庫支出金

(単位：千円)

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費国庫補助金	4,708	8,093	12,801	1 教育総務費補助金	8,134	学校保健特別対策事業補助金 教育支援体制整備事業費補助金
				2 小学校費補助金	11	要保護児童援助費補助金
				3 中学校費補助金	30	要保護生徒援助費補助金
計	2,410,624	92,381	2,318,243			

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	796,838	6,659	803,497	1 社会福祉費負担金	7,067	国民健康保険保険基盤安定負担金 障害者自立支援給付費負担金 障害者医療費負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金
				2 児童福祉費負担金	408	児童手当負担金 子育てのための施設等利用給付費県費負担金
計	806,052	6,659	812,711			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	35,811	8,314	27,497	1 総務管理費補助金	8,314	市町振興支援交付金 ひょうご地域創生交付金
2 民生費県補助金	181,364	17,495	163,869	1 社会福祉費補助金	14,936	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 重度障害者医療費助成事業医療費補助金 重度障害者医療費助成事業事務費補助金 高年齢重度障害者医療費助成事業医療費補助金 高年齢重度障害者医療費助成事業事務費補助金 母子家庭等医療費給付事業補助金 高年齢移行医療費助成事業事務費補助金 高年齢移行医療費助成事業医療費補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
				2 児童福祉費補助金	2,559	放課後児童健全育成事業補助金 乳幼児等医療費助成事業医療費補助金 乳幼児等医療費助成事業事務費補助金 こども医療費助成事業医療費補助金 こども医療費助成事業事務費補助金	434 2,082 93 149 99
4 農林水産業費県補助金	438,570	96,155	342,415	1 農業費補助金	50,145	中山間地域等直接支払交付金 鳥獣被害防止総合対策事業補助金 (緊急捕獲活動支援) 地籍調査事業補助金 ため池整備業務補助金 多面的機能支払交付金 人・農地プラン農地集積促進事業補助金 強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金	998 3,401 22,628 13,917 5,720 500 2,981
				2 林業費補助金	46,010	流域育成林整備事業補助金 森林整備地域活動支援事業交付金 緊急防災林整備事業補助金 混交林整備事業補助金	27,486 4,130 9,927 4,467
6 土木費県補助金	9,900	3,107	6,793	1 土木管理費補助金	3,107	簡易耐震診断推進事業補助金 老朽危険空き家除却支援事業補助金 ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金 住宅・建築物土砂災害対策支援事業補助金 (移転支援) 住宅・建築物土砂災害対策支援事業補助金 (防護壁等整備支援)	36 333 100 2,475 163
7 教育費県補助金	15,949	157	16,106	2 小学校費補助金	593	環境体験事業及び自然学校推進事業補助金	593
				5 幼稚園費補助金	750	公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金	750
8 災害復旧費県補助金	15,400	2,727	12,673	1 治山施設災害復旧費補助金	2,812	治山施設災害復旧費補助金	2,812
				2 農業用施設災害復旧費補助金	85	農地災害復旧費補助金 農業用施設災害復旧費補助金	522 437

一般会計

16 県支出金

(款) 16 県支出金			(項) 2 県補助金			(単位 : 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
計	702,518	127,641	574,877				
(款) 16 県支出金							
(項) 3 委託金							
4 教育費委託金	4,455	450	4,005	1 小学校費委託金	450	ひょうごがんぱり学びタイム事業委託金	450
計	132,627	450	132,177				
(款) 17 財産収入							
(項) 1 財産運用収入							
3 基金運用収入	7,610	1,521	6,089	1 基金運用収入	1,521	地域福祉基金運用収入	1,521
計	96,128	1,521	94,607				
(款) 17 財産収入							
(項) 2 財産売却収入							
1 不動産売却収入	108,707	62,557	46,150	2 立木売却収入	62,557	立木売却収入	62,557
計	108,707	62,557	46,150				
(款) 18 寄附金							
(項) 1 寄附金							
5 教育費寄附金	2,500	200	2,700	1 教育振興費寄附金	200	教育振興指定寄附金	200
7 ふるさとづくり寄附金 (企業版)	0	20,000	20,000	1 ふるさとづくり寄附金 (企業版)	20,000	ふるさとづくり寄附金 (企業版)	20,000
8 衛生費寄附金	0	2,000	2,000	1 保健衛生費寄附金	2,000	保健衛生指定寄附金	2,000
計	255,506	22,200	277,706				
(款) 19 繰入金							
(項) 1 基金繰入金							
3 公共施設等整備基金繰入金	47,867	9,880	37,987	1 公共施設等整備基金繰入金	9,880	公共施設等整備基金繰入金	9,880

(款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 若者の海外研修等 支援事業基金繰入金	1,582	500	1,082	1 若者の海外研修等 支援事業基金繰入金	500	若者の海外研修等支援事業基金繰入金
5 プナ基金繰入金	245,644	24,364	221,280	1 プナ基金繰入金	24,364	プナ基金繰入金
7 地域福祉基金繰入金	91,118	8,000	83,118	1 地域福祉基金繰入金	8,000	地域福祉基金繰入金
計	407,636	42,744	364,892			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	566,043	273,505	839,548	1 前年度繰越金	273,505	前年度繰越金
計	566,043	273,505	839,548			

(款) 21 諸収入 (項) 4 雑入

6 雑入	391,612	1,791	393,403	1 総務費雑入	8,991	WMG兵庫県実行委員会負担金 定期券等売払収入	9,491 500
				2 民生費雑入	5,455	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託金	5,455
				3 衛生費雑入	400	資源物売払収入	400
				6 土木費雑入	16	簡易耐震診断推進事業申請者負担金	16
				7 消防費雑入	3,003	消防団員退職報償金 消防団員公務災害補償金 コミュニティ助成事業助成金	1,503 500 1,000
				8 教育費雑入	1,674	東京2020オリンピック兵庫県聖火リレー実施負担金	1,674
計	394,119	1,791	395,910				

一般会計

19 繰入金

(款) 22 市債		(項) 1 市債		(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務債	569,100	13,400	582,500	1 総務管理債	13,400
				過疎対策事業債（特別事業分）	58,000
				過疎対策事業債（情報通信施設整備事業）	7,500
				合併特例事業債（公共施設整備事業）	21,600
				過疎対策事業債（公共施設整備事業）	15,500
2 民生債	171,700	5,900	177,600	1 社会福祉債	600
				過疎対策事業債（千種保健福祉センター整備事業）	600
				2 児童福祉債	6,500
				過疎対策事業債（幼保一元化推進事業）	6,500
3 衛生債	15,500	2,000	13,500	2 保健衛生債	2,000
				過疎対策事業債（火葬場整備等事業）	2,000
4 農林水産業債	41,200	7,500	33,700	1 農業債	4,400
				公共事業等債（農村地域防災減災事業）	4,400
				2 林業債	11,900
				緊急自然災害防止対策債（流末水路整備事業）	17,400
				緊急自然災害防止対策債（治山施設山地災害復旧事業）	5,500
5 商工債	521,900	27,600	494,300	1 観光債	27,600
				過疎対策事業債（ちくさ高原整備事業）	4,100
				辺地対策事業債（圧雪車購入事業）	7,200
				過疎対策事業債（観光駐車場整備事業）	16,300
6 土木債	407,600	17,500	390,100	1 土木管理債	5,500
				公共事業等債（急傾斜地崩壊対策事業）	600
				防災対策事業債（急傾斜地崩壊対策事業）	4,900
				2 道路橋梁債	12,000
				過疎対策事業債（道路橋梁整備事業）	12,000
7 消防債	22,900	400	22,500	1 消防債	400
				過疎対策事業債（消防施設整備事業）	400
9 臨時財政対策債	625,191	171,302	453,889	1 臨時財政対策債	171,302
				臨時財政対策債	171,302
10 災害復旧事業債	29,500	2,800	26,700	2 農林水産業施設災害復旧事業債	2,800
				補助災害復旧事業債（農地）	3,200
				補助災害復旧事業債（農業用施設）	900
				小災害復旧事業債（農業用施設）	1,300
計	2,436,691	209,802	2,226,889		

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額			
国県支出金	地方債	その他								
1一般管理費	936,786	7,152	943,938				7,152	18負担金、補助及び交付金	退職手当組合特別負担金	7,152
2文書広報費	17,675	1,001	16,674				1,001	10需用費	印刷製本費	1,001
3財政管理費	7,212	1,236	8,448					24積立金	減債基金積立金	1,236
5財産管理費	99,503	149,976	249,479			11,491	138,485	17備品購入費	公用車購入費	2,456
6企画費	513,382	51,039	462,343	1,651	37,100	6,900	8,690	24積立金	公共施設等整備基金積立金	147,520
								10需用費	定期券等購入費	500
								14工事請負費	施設整備工事費	35,000
								17備品購入費	備品購入費	8,000
9地域振興費	307,677	20,310	287,367	797	3,900	604	16,603	18負担金、補助及び交付金	若者の海外研修等支援金 生活バス路線維持確保対策事業補助金 新型コロナウイルス対応型地域生活交通運行支援補助金	7,539
								1報酬	会計年度任用職員報酬	4,000
								3職員手当等	会計年度任用職員期末手当	580
								12委託料	地区コミュニティ支援員設置運営業務委託料	2,400
								14工事請負費	公園整備工事費	3,700

(単位：千円)

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18負担金、補助及び交付金	9,630	自治会集会施設整備等事業補助金 しそく元気げんき大作戦補助金 ちくさふれあいフェスタ実施事業補助金 ふるさとまつり運営事業補助金 協働のまちづくりトライやるの交付金	2,570 2,650 1,300 2,560 550
10情報管理費	102,564	4,900	97,664			4,900	12委託料	2,700	システム更新業務委託料 システム保守管理業務委託料	1,000 1,700
							13使用料及び賃借料	1,200	ソフトウェア等使用料	1,200
							18負担金、補助及び交付金	1,000	協議会等負担金	1,000
11高度情報通信費	246,697	2,950	243,747		7,500	4,550	12委託料	3,000	システム更新業務委託料	3,000
							24積立金	50	デジタル社会推進基金積立金	50
15ふるさとづくり事業費	366,705	16,562	383,267			16,560	224積立金	16,562	企業版ふるさと納税地域創生基金積立金	16,562
16環境政策費	18,606	3,000	15,606			3,000	18負担金、補助及び交付金	3,000	リサイクル資源集団回収事業奨励金	3,000
計	2,693,170	91,726	2,784,896	3,684	48,500	115,995				

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

2 賦課徴収	58,278	650	57,628			650	1 報 酬	650	会計年度任用職員報酬	650
--------	--------	-----	--------	--	--	-----	-------	-----	------------	-----

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
費										
計	176,505	650	175,855				650			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	180,519	484	180,035	484			1報	4,458	会計年度任用職員報酬	4,458
							3職員手当等	386	会計年度任用職員期末手当	386
							4共済費	315	会計年度任用職員社会保険料等	315
							12委託料	4,675	システム改修業務委託料	4,675
計	180,519	484	180,035	484						

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

3市長市議会議員選挙費	32,269	22,477	9,792			22,477	1報	1,930	投票管理者報酬 投票立会人報酬 選挙立会人報酬 会計年度任用職員報酬	337 1,218 116 259
							3職員手当等	7,656	時間外勤務手当	7,656
							4共済費	2	会計年度任用職員社会保険料等	2
							8旅費	21	会計年度任用職員通勤費用弁償	21
							10需用費	1,762	文具消耗器材 機械器具燃料代 食料費 印刷製本費	2 16 832 912

(単位：千円)

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							11 役務費	1,164	電話料 郵便料 臨時電話設置等手数料 不在者投票事務手数料 交通誘導員派遣手数料	10 866 35 145 108
							12 委託料	1,196	公営ポスター掲示場作成等業務委託料 投票所巡回バス運行業務委託料 グラウンド整備業務委託料	681 500 15
							13 使用料及び賃借料	583	会場借上料 自動車借上料 物品借上料	370 50 163
							18 負担金、補助及び交付金	8,163	選挙公営助成金	8,163
計	87,796	22,477	65,319				22,477			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,370,955	10,417	1,360,538	2,214	9,021	3,610	18 負担金、補助及び交付金	9,588	社会福祉協議会補助金	9,588
							27 繰出金	829	国民健康保険事業特別会計繰出金 (基盤安定保険税軽減分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (基盤安定保険者支援分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (職員給与費等分) 国民健康保険事業特別会計繰出金 (出産育児一時金分)	3,624 673 500 2,240

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										国民健康保険事業特別会計繰出金 (その他)	1,040
2 老人福祉費	108,633	2,198	106,435	752			1,446	18 負担金、補助及び交付金	1,198	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金	1,198
								19 扶 助 費	1,000	老人保護措置費	1,000
3 社会福祉施設費	61,702	0	61,702		600	108	708			財源更正	
4 障害者福祉費	115,003	1,512	113,491	1,135			377	19 扶 助 費	1,512	特別障害者手当等給付費	1,512
5 障害者総合支援費	1,134,914	27,295	1,162,209	10,320	1,540	18,515	1 報 酬	1,702	会計年度任用職員報酬	1,702	
							3 職員手当等	375	会計年度任用職員期末手当	375	
							4 共 済 費	300	会計年度任用職員社会保険料等	300	
							8 旅 費	219	会計年度任用職員通勤費用弁償	219	
							18 負担金、補助及び交付金	1,627	地域活動支援センター事業補助金 障害者福祉ホーム事業補助金	1,500 127	
							19 扶 助 費	28,264	身体障害者（児）補装具給付費 障害福祉サービス費 療養介護医療及び基準該当療養介護医療費	2,354 24,620 1,290	
6 在宅介護支援費	877,482	19,662	857,820		26,800		46,462	27 繰 出 金	19,662	介護保険事業特別会計繰出金	19,662

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額			
					国県支出金	地方債			その他		
8 高齢期移行医療助成費	5,454	900	4,554	1,491			591	19 扶 助 費	900	高齢期移行医療費	900
9 後期高齢者医療費	706,354	6,859	699,495	2,548			4,311	18 負担金、補助及び交付金	3,462	後期高齢者医療広域連合分賦金	3,462
								27 繰 出 金	3,397	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分）	3,397
10 障害者医療助成費	110,595	9,000	101,595	6,935			2,065	19 扶 助 費	9,000	高齢重度障害者医療費 重度障害者医療費	3,000 6,000
11 母子等医療助成費	12,074	3,400	8,674	2,133			1,267	19 扶 助 費	3,400	母子家庭等医療費	3,400
12 人権推進費	22,348	1,180	21,168				1,180	18 負担金、補助及び交付金	1,180	穴栗女子キラキラパワーアップ応援事業補助金	1,180
計	4,530,931	27,833	4,503,098	2,460	26,200	10,669	40,904				

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費									
1 児童福祉総務費	52,098	0	52,098	122			122		財源更正
3 子ども・子育て支援費	941,918	2,002	943,920	2,002	200		200	18 負担金、補助及び交付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業補助金 1,802 保育士等処遇改善臨時特例交付金 3,804
4 児童福祉施設費	541,068	0	541,068	764	500		264		財源更正

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5児童手当等支給費	1,207,350	20,990	1,186,360	20,534		800	1,256	12委託料	1,606	システム改修業務委託料	1,606
								18負担金、補助及び交付金	12,250	子育て世帯生活支援特別給付金	12,250
								19扶助費	7,134	児童扶養手当 児童手当	2,164 4,970
6乳幼児等医療助成費	154,081	0	154,081	2,125			2,125			財源更正	
7少子化対策事業費	394,858	3,681	391,177	3,194	4,200	800	3,887	10需用費	1,302	文具消耗器材（感染症対策）	1,302
								18負担金、補助及び交付金	2,379	新生児応援給付金 保育士等処遇改善臨時特例交付金	2,500 121
計	3,300,126	22,669	3,277,457	22,965	3,500		3,204				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2生活保護扶助費	295,715	16,500	279,215	12,375			4,125	16,500	生活扶助費 医療扶助費 介護扶助費 施設事務費	2,400 5,700 6,600 1,800
計	360,884	16,500	344,384	12,375			4,125			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	1,004,778	57,320	947,458	10,216		4,057	43,047	41,104	病院事業特別会計補助金	41,104
----------	-----------	--------	---------	--------	--	-------	--------	--------	-------------	--------

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							一般財源	23投資及び 出資金	1,544	病院事業特別会計出資金 1,544
								27繰 出金	17,760	国民健康保険診療所特別会計繰出 金 17,760
3保健事業 費	63,274	0	63,274			250	250			財源更正
4予防費	431,385	39,102	392,283	39,102				1報 酬	420	会計年度任用職員報酬 420
								3職員 手当等	4,900	時間外勤務手当 4,900
								7報 償費	732	ワクチン接種従事者報償金 732
								12委 託料	32,350	予防接種委託料 5,950 バス運行業務委託料 24,300 会場設営等業務委託料 2,100
								13使用 料及び 賃借料	700	物品借上料 700
5環境衛生 費	4,704	300	4,404				300	18負担金、補助 及び交付金	300	スズメバチ駆除事業補助金 300
6火葬場費	75,065	2,972	72,093		2,000		972	10需 用費	1,000	施設修繕料 1,000
								14工 事請負費	1,972	空調設備整備工事費 1,972
計	1,610,060	99,694	1,510,366	49,318	2,000	4,307	44,069			

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他						
1清掃総務費	527,691	36,700	490,991				36,700	18負担金、補助及び交付金	にしはりま環境事務組合負担金	36,700		
2塵芥処理費	260,774	352	260,422				352	10需用費	ごみ袋代	4,500		
								12委託料	ごみ収集業務委託料	4,148		
3し尿処理費	123,693	9,878	113,815				9,878	10需用費	文具消耗器材	3,000		
								12委託料	し尿等収集業務委託料	6,878		
									草刈作業等委託料			
									汚泥運搬処分委託料			
									水質検査業務委託料			
4地域生活排水施設費	189,472	10,817	178,655				1,550	9,267	10需用費	6,830		
											12委託料	廃液処分委託料
												脱臭用活性炭投入替業務委託
												受入槽・貯水槽等清掃整備委託料
												焼却炉総粉塵測定委託料
												施設等維持管理業務委託料
									電気代	2,400		
									施設修繕料	4,430		
									汚泥処分等業務委託料	1,800		
									公共ます設置工事費	1,700		
									18負担金、補助及び交付金	487		
											素麺排水沈殿槽設置事業補助金	487
計	1,101,630	57,747	1,043,883		1,550		56,197					

(款) 5 農林水産業費 (項) 1 農業費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3農業振興費	305,539	12,484	293,055	13,600			1,116	18負担金、補助及び交付金	12,484	シカ緊急捕獲拡大事業負担金 中山間地域等直接支払集落協定補助金 有害鳥獣捕獲事業補助金 シカ有害捕獲促進支援事業補助金 多面的機能支払交付金 農地集積・集約化協力金 強い農業・担い手づくり支援事業補助金	5,470 1,331 2,118 7,632 7,628 500 2,981
5農村整備事業費	48,160	7,888	40,272	13,917	4,400		1,629	12委託料	7,585	ため池廃止実施計画作成業務委託料	7,585
								14工事請負費	4,200	農業生産基盤改修工事	4,200
								18負担金、補助及び交付金	4,897	ため池耐震化整備事業負担金	4,897
								21補償、補填及び賠償金	1,000	立木補償費	1,000
6農地費	18,988	0	18,988		14,800		14,800			財源更正	
7地籍調査費	161,533	29,810	131,723	22,628			7,182	1報酬	750	地籍調査推進委員報酬	750
								12委託料	29,060	地籍調査業務委託料	29,060
計	720,126	50,182	669,944	50,145	19,200		19,237				

(款) 5 農林水産業費 (項) 2 林業費									
1 林業総務費	102,636	300	102,336			300	11 役務費	300	森林国営保険料
									300

(款) 5 農林水産業費 (項) 2 林業費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2林業振興費	264,143	23,407	240,736	18,524		4,883	1報酬	1,653	会計年度任用職員報酬	1,653
							3職員手当等	470	会計年度任用職員期末手当	470
							4共済費	416	会計年度任用職員社会保険料等	416
							8旅費	360	会計年度任用職員通勤費用弁償	360
							18負担金、補助及び交付金	38,474	住民参画型里山林再生事業負担金 緊急防災林整備事業補助金 森林整備地域活動支援事業交付金 混交林整備事業補助金 生産森林組合経営支援事業助成金 彩りの森づくり事業補助金 条件不利地間伐推進事業補助金 林業事業体集約化支援事業補助金	345 9,663 5,507 4,386 315 2,070 10,838 5,350
3造林整備事業費	119,014	80,572	38,442	27,486		53,086	24積立金	17,966	森林環境譲与税基金積立金	17,966
							11役務費	6,880	市有林原木販売手数料	6,880
							14工事請負費	73,692	市有林整備等工事費	73,692
4林業基盤整備事業費	29,669	3,540	26,129			3,540	12委託料	3,000	登記業務委託料	3,000
							15原材料費	540	原材料費	540
計	515,462	107,819	407,643	46,010		61,809				

一般会計

5 農林水産業費

(款) 6 商工費 (項) 1 商工費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	105,700	起業家支援専門家派遣業務負担金 産業振興資金利子補給金 商工業振興補助金 産業立地促進助成金 I T 関連事業所支援事業補助金 企業インターネットシブ促進事業補助金 商工業等 I T 化支援事業助成金 雇用維持支援金	2,300 700 2,000 65,000 1,000 500 700 33,500
3観光振興費	110,708	36,331	74,377	18,380		16,620	12 委託料	33,000	設計業務委託料	33,000
4観光施設費	660,458	31,695	628,763	25,300	6,395		18 負担金、補助及び交付金	3,331	CMB SAKE Selection 2020負担金 学生合宿促進補助金 みなし法人事業継続給付金	100 1,231 2,000
							1 報酬	1,000	会計年度任用職員報酬	1,000
							12 委託料	8,300	設計業務委託料	8,300
							13 使用料及び賃借料	714	用地借上料	714
							14 工事請負費	6,476	施設整備工事費 ちくさ高原スキー場整備工事費	2,336 4,140
							17 備品購入費	7,205	圧雪車購入費	7,205
							21 補償、補填及び賠償金	8,000	物件移転補償費	8,000
計	1,674,661	180,216	1,494,445	59,070	11,500	16,620		93,026		

(款) 7 土木費 (項) 1 土木管理費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
1土木総務費	278,915	17,933	260,982	7,680	5,500	636	4,117	12委託料	158	簡易耐震診断推進事業診断業務委託料 158
								18負担金、補助及び交付金	17,775	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金 特定空き家等除却事業補助金 住宅土砂災害対策移転支援事業補助金 住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業補助金 6,200 2,200 1,332 7,543 500
計	278,915	17,933	260,982	7,680	5,500	636	4,117			

95

(款) 7 土木費 (項) 2 道路橋梁費									
2道路維持費	138,395	20,000	158,395		11,344		31,344	10需用費	2,000
								12委託料	18,000
3道路新設改良費	273,572	0	273,572	3,400	8,795		5,395		財源更正
4橋梁維持費	197,500	0	197,500		2,649		2,649		財源更正
計	691,030	20,000	711,030	3,400	100		23,300		

(款) 7 土木費 (項) 4 都市計画費									
2公園費	39,461	0	39,461	3,480		3,480			財源更正

(款) 7 土木費 (項) 4 都市計画費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	69,220	0	69,220	3,480		3,480				

(款) 7 土木費 (項) 5 下水道費

1 下水道費	1,433,169	64,562	1,368,607			64,562	18 負担金、補助 及び交付金	62,907	下水道事業特別会計補助金	62,907
							23 投資及び 出資金	1,655	下水道事業特別会計出資金	1,655
計	1,433,169	64,562	1,368,607			64,562				

(款) 7 土木費 (項) 6 住宅費

1 住宅管理 費	22,092	0	22,092	8,419		8,419			財源更正	
計	31,721	0	31,721	8,419		8,419				

(款) 8 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防 費	665,954	24,245	641,709		400	23,845	18 負担金、補助 及び交付金	24,245	西はりま消防組合負担金	24,245
2 非常備消 防費	133,499	4,408	129,091			3,003	5 災害補償費	500	消防団員等公務災害補償費	500
							7 報償費	1,658	消防団員退職報償金	1,658
							10 需用費	2,250	被服費 消防用器材 公用車燃料代	1,600 300 350
4 防災セシ	85,679	7,950	77,729	5,000		2,950	1 報酬	550	会計年度任用職員報酬	550

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
ター管理費							10需用費	2,400	電気代 施設修繕料	1,000 1,400
							14工事請負費	5,000	施設設備更新工事費	5,000
6災害対策費	55,966	13,920	42,046	6,596		1,230	10需用費	1,010	災害用備蓄品	1,010
							12委託料	12,910	ハザードマップ作成業務委託料 システム更新業務委託料 機器更新業務委託料	12,074 220 616
計	960,162	50,523	909,639	11,596	400	4,233				

37 (款) 9 教育費			(項) 1 教育総務費							
3教育振興費	346,910	15,953	330,957	10,031	200	26,184	1報酬	7,300	会計年度任用職員報酬	7,300
						3職員手当等	2,804	会計年度任用職員期末手当	2,804	
						4共済費	1,350	会計年度任用職員社会保険料等	1,350	
						7報償費	950	多文化共生サポーター謝礼 ひょうごがんばり学びタイム事業 謝礼	500 450	
						8旅費	1,860	普通旅費 会計年度任用職員通勤費用弁償	1,660 200	
						10需用費	14,050	文具消耗器材 図書・記録代 文具消耗器材（感染症対策）	2,100 500 16,650	
						12委託料	3,274	システム保守管理業務委託料	3,274	

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							13使用料及び賃借料	901	教育用コンピューター借上料	901
							17備品購入費	2,632	備品購入費	2,632
							18負担金、補助及び交付金	7,232	国際理解教育推進協議会負担金 自然学校推進事業補助金 生徒海外派遣参加事業補助金 穴栗市立中学校部活動推進事業補助金 波賀小学校国際交流事業補助金 修学旅行推進事業補助金 一宮北小学校海と山の交歓会事業補助金 修学旅行等キャンペーン料補助金	240 500 1,130 1,500 440 500 210 2,712
							19扶 助 費	1,700	要保護及び準要保護児童援助費	1,700
4奨学金	2,837	720	2,117				720	18負担金、補助及び交付金	奨学金	720
計	617,129	16,673	600,456	10,031		200	26,904			

(款) 9 教育費				(項) 2 小学校費						
1 学校管理費	143,245	5,400	137,845		3,980	1,420	10 需用費	1,000	水道代	1,000
							11 役務費	420	水質検査等手数料	420
							14 工事請負費	3,980	営繕等工事費	3,980
2 スクールバス運行	40,135	0	40,135			1,400			財源更正	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
費										
計	183,380	5,400	177,980		1,400	3,980	20			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	100,300	1,000	99,300				1,000	10 需用費	1,000	水道代	1,000
2 スクールバス運行費	32,072	2,250	29,822		2,900		650	12 委託料	2,250	スクールバス運行業務委託料	2,250
計	132,372	3,250	129,122		2,900		350				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	78,804	1,500	80,304		1,500			10 需用費	1,500	文具消耗器材（感染症対策）	1,500
2 通園バス運行費	3,382	500	2,882			600	100	12 委託料	500	通園バス運転業務委託料	500
計	82,186	1,000	83,186		1,500	600	100				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

2 図書館費	62,376	800	61,576			1,010	1,810	1 報酬	800	会計年度任用職員報酬	800
6 文化財保護費	30,232	2,200	28,032				2,200	1 報酬	500	会計年度任用職員報酬	500
								14 工事請負費	1,300	施設改修工事費	1,300
								18 負担金、補助	400	伝統民俗芸能保存活動事業補助金	400

一般会計

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	358,538	3,000	355,538			1,010	4,010		及び交付金	

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	34,264	1,400	32,864			1,674	3,074	7 報 費 18 負担金、補助 及び交付金	300 1,100	スポーツ大会出場奨励金 ロードレース大会実施事業補助金	300 1,100
計	444,199	1,400	442,799			1,674	3,074				

40 (款) 10 災害復旧費 (項) 1 農林水産業施設災害復旧費

1 農地災害 復旧費	14,201	4,163	10,038	522	3,200	1,386	99	14 工 事 請 負 費	4,163	災害復旧工事費	4,163
2 農業用施設災害復 旧費	12,001	2,142	9,859	437	400	805	1,300	14 工 事 請 負 費	2,142	災害復旧工事費	2,142
4 治山施設 災害復旧 費	46,936	17,522	29,414	2,812	11,900	2,821	11	14 工 事 請 負 費	17,522	災害復旧工事費	17,522
計	76,639	23,827	52,812	2,727	14,700	5,012	1,388				

(款) 11 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	2,688,640	736,142	3,424,782			8,419	744,561	22 償還金、利子 及び割引料	736,142	繰上償還金 (任意)	736,142
------	-----------	---------	-----------	--	--	-------	---------	--------------------	---------	--------------	---------

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2利子	116,078	2,000	114,078				2,000	22償還金、利子及び割引料	2,000	長期債利子
計	2,804,997	734,142	3,539,139			8,419	742,561			

第 17 号議案

令和 3 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度宍粟市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,703,765 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 25 日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰 入	金		374,807	1,477	373,330
		1 他 会 計 繰 入 金	322,185	829	321,356
		2 基 金 繰 入 金	52,622	648	51,974
8 諸	収 入		13,232	9,500	3,732
9 国 庫 支 出 金		2 雑 入	13,128	9,500	3,628
			0	977	977
		1 国 庫 補 助 金	0	977	977
歳 入	合 計		4,713,765	10,000	4,703,765

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		64,352	500	63,852
	1 総 務 管 理 費	56,340	500	55,840
3 国民健康保険事業費納付金		1,320,673	0	1,320,673
	1 医 療 給 付 費 分	935,114	0	935,114
4 保 健 事 業 費		32,450	0	32,450
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	29,292	0	29,292
7 諸 支 出 金		53,887	9,500	44,387
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	38,287	9,500	28,787
歳 出 合 計		4,713,765	10,000	4,703,765

歳入歳出補正予算事別明細書

1 総括 歳入 (単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
6	繰入金	374,807	1,477	373,330
8	諸収入	13,232	9,500	3,732
9	国庫支出金	0	977	977
歳入合計		4,713,765	10,000	4,703,765

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	64,352	500	63,852			500	一般財源
3 国民健康保険事業費納付金	1,320,673	0	1,320,673	977		63	
4 保健事業費	32,450	0	32,450			1,040	
7 諸支 出 金	53,887	9,500	44,387			9,500	
歳 出 合 計	4,713,765	10,000	4,703,765	977		10,977	

2 歳 入

(款) 6 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	322,185	829	321,356	1 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	3,624	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 3,624
				2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	673	673
				3 職員給与費等繰入金	500	500
				4 出産育児一時金等繰入金	2,240	2,240
				6 その他一般会計繰入金	1,040	1,040
計	322,185	829	321,356			

(款) 6 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 国民健康保険事業基金繰入金	52,622	648	51,974	1 国民健康保険事業基金繰入金	648	648
計	52,622	648	51,974			

(款) 8 諸収入 (項) 2 雑入

2 第三者納付金	10,001	9,500	501	1 一般被保険者第三者納付金	9,500	9,500
計	13,128	9,500	3,628			

(款) 9 国庫支出金			(項) 1 国庫補助金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 災害臨時特例補助金	0	977	977	1 災害臨時特例補助金	977	災害臨時特例補助金	977
計	0	977	977				

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	56,011	500	55,511			500	10需用費	200	印刷製本費	200
							12委託料	300	業務委託料	300
計	56,340	500	55,840			500				

(款) 3 国民健康保険事業費納付金 (項) 1 医療給付費分

1一般被保険者医療給付費分	934,200	0	934,200	977		63	1,040		財源更正
計	935,114	0	935,114	977		63	1,040		

(款) 4 保健事業費 (項) 2 特定健康診査等事業費

1特定健康診査等事業費	29,292	0	29,292			1,040	1,040		財源更正
計	29,292	0	29,292			1,040	1,040		

(款) 7 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付金

3償還金	35,207	9,500	25,707			9,500	22償還金、利子及び割引料	9,500	保険給付費等交付償還金 9,500
計	38,287	9,500	28,787			9,500			

第18号議案

令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

令和3年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ39,930千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 診 療 収 入	入		113,457	21,008	92,449
		1 外 来 収 入	113,456	21,008	92,448
3 県 支 出 金	金		3,084	389	2,695
		1 県 補 助 金	3,084	389	2,695
5 繰 入 金	金		121,317	15,733	105,584
		1 他 会 計 繰 入 金	116,024	17,760	98,264
		2 基 金 繰 入 金	5,293	2,027	7,320
8 市 債	債		5,800	2,800	3,000
		1 市 債	5,800	2,800	3,000
歳 入 合 計		計	247,153	39,930	207,223

(単位：千円)

歳出

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費			161,275	20,450	140,825
		1 施設管理費	161,275	20,450	140,825
2 医療費			65,252	19,480	45,772
		1 医療費	65,252	19,480	45,772
歳出	合 計		247,153	39,930	207,223

第 2 表 正 補 債 方 地

変更 (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
医 療 機 器 整 備 事 業	5,800	3,000

1 総括入 歳入歳出補正予算事項別明細書					(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計			
1 診療収入	113,457	21,008	92,449			
3 県支出金	3,084	389	2,695			
5 繰入金	121,317	15,733	105,584			
8 市債	5,800	2,800	3,000			
歳入合計	247,153	39,930	207,223			

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	161,275	20,450	140,825			17,146	3,304
2 医 業 費	65,252	19,480	45,772	389	2,800	1,413	17,704
歳 出 合 計	247,153	39,930	207,223	389	2,800	15,733	21,008

2 歳 入

(款) 1 診療収入 (項) 1 外来収入 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険診療報酬収入	20,885	2,372	18,513	1 現年度分	2,372	現年度分 2,372
2 社会保険診療報酬収入	19,047	3,618	15,429	1 現年度分	3,618	現年度分 3,618
3 後期高齢者診療報酬収入	45,526	4,408	41,118	1 現年度分	4,408	現年度分 4,408
4 その他診療報酬収入	11,023	7,246	3,777	1 現年度分	7,246	現年度分 7,246
5 一部負担金収入	15,535	3,364	12,171	1 医療給付分現年度分	3,364	医療給付分現年度分 3,364
計	113,456	21,008	92,448			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金

1 診療施設等設備整備費県補助金	3,084	389	2,695	1 診療施設等設備費補助金	389	診療施設等整備費補助金 389
計	3,084	389	2,695			

(款) 5 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	100,424	17,760	82,664	1 一般会計繰入金	17,760	一般会計繰入金 17,760
計	116,024	17,760	98,264			

(款) 5 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 国民健康保険診療所運営基金繰入金	5,293	2,027	7,320	1 国民健康保険診療所運営基金繰入金	2,027	国民健康保険診療所運営基金繰入金 2,027
--------------------	-------	-------	-------	--------------------	-------	------------------------

国民健康保険診療所特別会計

1 診療収入

(単位：千円)

(款) 5 繰入金		(項) 2 基金繰入金					
目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
計	5,293	2,027	7,320				
(款) 8 市債							
(項) 1 市債							
1 医業債	5,800	2,800	3,000	1 医業債	2,800	過疎対策事業債（医療機器整備事業）	2,800
計	5,800	2,800	3,000				

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 施設管理費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			区分	金額			
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	161,275	20,450	140,825			17,146	3,304	1報	酬	会計年度任用職員報酬	5,142
								7報	償費	診療等謝礼	100
								8旅	費	会計年度任用職員通勤費用弁償	1,783
								10需	用費	文具消耗器材	2,758
								12委	託料	医師派遣委託料 P C R 検査委託料	3,999 6,668
計	161,275	20,450	140,825			17,146	3,304				

58 (款) 2 医業費

5 (款) 2 医業費										(項) 1 医業費			
1 医療用機械器具費	14,527	2,424	12,103	389	2,800	1,413	648	13使用料及び賃借料	1,156	酸素濃縮装置借上料	1,156		
								17備品購入費	1,268	医療機器購入費	1,268		
2 医療用消耗機材費	10,126	7,616	2,510				7,616	10需用費	7,616	医薬材料費	7,616		
3 医療衛生材料費	40,599	9,440	31,159				9,440	10需用費	9,200	医薬材料費	9,200		
								11役務費	240	臨床検査手数料	240		
計	65,252	19,480	45,772	389	2,800	1,413	17,704						

第19号議案

令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度宍粟市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,270千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福元 晶 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料			428,612	3,397	432,009
		1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	428,612	3,397	432,009
3 繰 入	金		145,011	3,397	141,614
		1 他 会 計 繰 入 金	145,011	3,397	141,614
5 諸 収 入			2,013	286	2,299
		2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,010	286	2,296
歳 入	合 計	計	586,984	286	587,270

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		578,071	0	578,071
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	578,071	0	578,071
4 諸 支 出 金		2,010	286	2,296
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2,010	286	2,296
歳 出 合 計	計	586,984	286	587,270

歳入歳出補正予算事別明細書

1 総括歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	428,612	3,397	432,009
3 繰入金	145,011	3,397	141,614
5 諸収入	2,013	286	2,299
歳入合計	586,984	286	587,270

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	578,071	0	578,071			3,397	一般財源
4 諸 支 出 金	2,010	286	2,296			286	
歳 出 合 計	586,984	286	587,270			3,111	3,397

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	303,160	3,397	306,557	1 現年度分	3,397	特別徴収保険料 (現年度分) 3,397
計	428,612	3,397	432,009			
(款) 3 繰入金 (項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	145,011	3,397	141,614	2 保険基盤安定繰入金	3,397	保険基盤安定繰入金 3,397
計	145,011	3,397	141,614			
(款) 5 諸収入 (項) 2 償還金及び還付加算金						
1 保険料還付金	2,000	286	2,286	1 保険料還付金	286	保険料還付金 286
計	2,010	286	2,296			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1後期高齢者医療広域連合納付金	578,071	0	578,071			3,397	3,397			財源更正
計	578,071	0	578,071			3,397	3,397			

(款) 4 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付金								
1保険料還付金	2,000	286	2,286			286	22償還金、利子及び割引料	286 保険料還付金
計	2,010	286	2,296			286		

第20号議案

令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度宍粟市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ85,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,034,695千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福元 晶 三

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款		項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介 護 保 険 料	料			998,633	8,544	1,007,177
		1 介 護 保 険 料		998,633	8,544	1,007,177
4 国 庫 支 出 金	金			1,210,086	29,766	1,180,320
		1 国 庫 負 担 金		823,726	18,775	804,951
		2 国 庫 補 助 金		386,360	10,991	375,369
5 支 払 基 金 交 付 金	金			1,296,796	30,105	1,266,691
		1 支 払 基 金 交 付 金		1,296,796	30,105	1,266,691
6 県 支 出 金	金			730,450	14,253	716,197
		1 県 負 担 金		689,808	11,936	677,872
		2 県 補 助 金		40,642	2,317	38,325
8 繰 入 金	金			782,017	19,662	762,355
		1 他 会 計 繰 入 金		782,017	19,662	762,355
歳 入 合 計		計		5,119,937	85,242	5,034,695

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		106,256	5,793	100,463
	1 総 務 管 理 費	62,862	693	62,169
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	40,568	5,100	35,468
2 保 険 給 付 費		4,637,036	94,500	4,542,536
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	4,397,107	86,000	4,311,107
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費	124,138	3,500	120,638
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	112,305	5,000	107,305
3 地 域 支 援 事 業 費		251,001	18,000	233,001
	1 総 合 事 業 費	148,811	17,000	131,811
	3 任 意 事 業 費	15,776	1,000	14,776
5 基 金 積 立 金		44,003	33,051	77,054
	1 基 金 積 立 金	44,003	33,051	77,054
歳 出	合 計	5,119,937	85,242	5,034,695

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1	介護保険料	998,633	8,544	1,007,177
4	国庫支出金	1,210,086	29,766	1,180,320
5	支払基金交付金	1,296,796	30,105	1,266,691
6	県支支出金	730,450	14,253	716,197
8	繰入金	782,017	19,662	762,355
歳入合計		5,119,937	85,242	5,034,695

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総	務 費	106,256	5,793	100,463	260		5,533	
2 保	険 給 付 費	4,637,036	94,500	4,542,536	36,598		37,327	20,575
3 地	域 支 援 事 業 費	251,001	18,000	233,001	7,161		6,907	3,932
5 基	金 積 立 金	44,003	33,051	77,054				33,051
歳 出 合 計		5,119,937	85,242	5,034,695	44,019		49,767	8,544

2 歳 入

(款) 1 介護保険料 (項) 1 介護保険料 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	998,633	8,544	1,007,177	1 現年度分	8,544	普通徴収分 特別徴収分
計	998,633	8,544	1,007,177			

(款) 4 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	823,726	18,775	804,951	1 現年度分	18,775	介護給付費負担金
計	823,726	18,775	804,951			

(款) 4 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	299,429	6,946	292,483	1 現年度分	6,946	調整交付金
2 地域支援事業交付金	66,490	3,785	62,705	1 現年度分	3,785	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 包括的支援事業及び任意事業交付金
3 介護保険事業費補助金	1,700	260	1,440	1 現年度分	260	介護保険システム改修費補助金
計	386,360	10,991	375,369			

(款) 5 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	1,257,399	25,515	1,231,884	1 現年度分	25,515	介護給付費交付金
2 地域支援事業支援交付金	39,397	4,590	34,807	1 現年度分	4,590	総合事業費負担金
計	1,296,796	30,105	1,266,691			

(款) 6 県支出金 (項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	689,808	11,936	677,872	1 現年度分	11,936	介護給付費負担金
------------	---------	--------	---------	--------	--------	----------

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	689,808	11,936	677,872			

(款) 6 県支出金						
(項) 2 県補助金						
1 地域支援事業交付金	36,892	2,317	34,575	1 現年度分	2,317	介護予防・日常生活支援総合事業交付金 包括的支援事業及び任意事業交付金
計	40,642	2,317	38,325			

(款) 8 繰入金						
(項) 1 他会計繰入金						
1 一般会計繰入金	782,017	19,662	762,355	1 介護給付費繰入金	11,812	介護給付費繰入金
				2 地域支援事業費繰入金	2,317	地域支援事業費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	5,533	事務費等繰入金
計	782,017	19,662	762,355			

3 歳 出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	62,862	693	62,169	260		433	12委 託 料	693	システム改修業務委託料	693
計	62,862	693	62,169	260		433				

(款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費

1介護認定審査会費	8,398	1,000	7,398			1,000	1報酬	1,000	介護認定審査会委員報酬 1,000
2認定調査等費	32,170	4,100	28,070			4,100	11役務費	3,500	主治医意見書作成等手数料 3,500
							12委託料	600	認定調査業務委託料 600
計	40,568	5,100	35,468			5,100			

(款) 2 保険給付費 (項) 1 介護サービス費

1居宅介護サービス給付費	1,455,392	31,000	1,424,392	12,002		12,244	6,754	18負担金、補助及び交付金	31,000	居宅介護サービス費 31,000
3施設介護サービス給付費	1,937,335	34,000	1,903,335	13,168		13,430	7,402	18負担金、補助及び交付金	34,000	施設介護サービス費 34,000
5居宅介護福祉用具給付費	6,853	1,000	5,853	387		395	218	18負担金、補助及び交付金	1,000	居宅介護福祉用具購入費 1,000
9特定入所者介護サービス給	162,000	5,000	157,000	1,939		1,975	1,086	18負担金、補助及び交付金	5,000	特定入所者介護サービス費 5,000

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
付費										
11地域密着型介護サービス給付費	618,528	15,000	603,528	5,810		5,925	18負担金、補助及び交付金	15,000		地域密着型介護サービス費 15,000
計	4,397,107	86,000	4,311,107	33,306		33,969				

(項) 2 介護予防サービス費										
1介護予防サービス給付費	88,393	1,500	86,893	580		593	18負担金、補助及び交付金	1,500		介護予防サービス費 1,500
3地域密着型介護予防サービス給付費	7,346	2,000	5,346	775		790	18負担金、補助及び交付金	2,000		地域密着型介護予防サービス費 2,000
計	124,138	3,500	120,638	1,355		1,383				

(項) 3 高額サービス費										
1高額介護サービス費	97,566	5,000	92,566	1,937		1,975	18負担金、補助及び交付金	5,000		高額介護サービス費 5,000
計	112,305	5,000	107,305	1,937		1,975				

(項) 1 総合事業費										
1介護予防	123,652	15,000	108,652	5,809		5,925	12委託料	5,000		介護予防・生活支援サービス業務 2 保険給付費

介護保険事業特別会計

(款) 3 地域支援事業費 (項) 1 総合事業費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
・生活支援サービス事業費										委託料	5,000
								18負担金、補助及び交付金	10,000	介護予防サービス給付費	10,000
2介護予防ケアマネジメント費	18,576	2,000	16,576	775		790	435	18負担金、補助及び交付金	2,000	介護予防ケアマネジメント費	2,000
計	148,811	17,000	131,811	6,584		6,715	3,701				

(款) 3 地域支援事業費 (項) 3 任意事業費									
1任意事業費	15,776	1,000	14,776		577	192	231	12委託料	緊急通報システム事業委託料 1,000
計	15,776	1,000	14,776		577	192	231		

(款) 5 基金積立金 (項) 1 基金積立金									
1介護保険事業基金費	44,003	33,051	77,054				33,051	24積立金	介護保険事業基金積立金 33,051
計	44,003	33,051	77,054				33,051		

第21号議案

令和3年度栄栗市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度栄栗市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度栄栗市下水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,787,683 千円	△ 59,512 千円	1,728,171 千円
第1項 営業収益	459,163 千円	3,395 千円	462,558 千円
第2項 営業外収益	1,328,517 千円	△ 62,907 千円	1,265,610 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,801,721 千円	△ 38,703 千円	1,763,018 千円
第1項 営業費用	1,517,709 千円	△ 31,213 千円	1,486,496 千円
第2項 営業外費用	284,010 千円	△ 7,490 千円	276,520 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「707,529 千円」を「705,586 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「18,394 千円」を「16,451 千円」に改める。）

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,186,852 千円	△ 19,905 千円	1,166,947 千円
第1項 企業債	752,850 千円	△ 18,250 千円	734,600 千円
第3項 出資金	407,252 千円	△ 1,655 千円	405,597 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,894,381 千円	△ 21,848 千円	1,872,533 千円
第1項 建設改良費	169,771 千円	△ 22,142 千円	147,629 千円
第2項 企業債償還金	1,724,610 千円	294 千円	1,724,904 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	89,300	証書借入	年利2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れた資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	645,300			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条本文中「1,025,917千円」を「963,010千円」に補正する。

令和4年2月25日提出

令和３年度兵庫県下水道事業特別会計補正予算（第３号）実施計画

1. 収益的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業収益	1. 営業収益		1,787,683	△ 59,512	1,728,171
			459,163	3,395	462,558
	2. 営業外収益	2. その他営業収益	3,432	3,395	6,827
			1,328,517	△ 62,907	1,265,610
		2. 他会計補助金	1,025,917	△ 62,907	963,010

(単位：千円)

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用	1. 営業費用		1,801,721	△ 38,703	1,763,018
			1,517,709	△ 31,213	1,486,496
		1. 管渠費	60,416	△ 3,443	56,973
	2. 営業外費用	2. 処理場費	298,198	△ 25,270	272,928
		3. 総係費	164,482	△ 2,500	161,982
			284,010	△ 7,490	276,520
		1. 支払利息	239,134	△ 7,490	231,644

2. 資本的收入及び支出
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的收入	1. 企業債		1,186,852	△ 19,905	1,166,947
			752,850	△ 18,250	734,600
	3. 出資金	1. 建設改良等企業債	107,550	△ 18,250	89,300
			407,252	△ 1,655	405,597
		1. 一般会計出資金	407,252	△ 1,655	405,597

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費		1,894,381	△ 21,848	1,872,533
			169,771	△ 22,142	147,629
		1. 下水道施設工事費	169,767	△ 22,142	147,625
	2. 企業債償還金		1,724,610	294	1,724,904
		1. 企業債元金償還金	1,724,610	294	1,724,904

令和3年度 安栗市下水道事業特別会計補正予算（第3号）明細書

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業収益		1,787,683	△ 59,512	1,728,171			
1. 営業収益		459,163	3,395	462,558			
	2. その他営業収益	3,432	3,395	6,827	4. 下水道受益者負担金	3,395	下水道受益者負担金 3,395
2. 営業外収益		1,328,517	△ 62,907	1,265,610			
	2. 他会計補助金	1,025,917	△ 62,907	963,010	1. 一般会計補助金	△ 62,907	分流式下水道資本費補助金 △ 11,440 利息補助金 △ 38 その他補助金 △ 51,429
1. 下水道事業費用		1,801,721	△ 38,703	1,763,018			
1. 営業費用		1,517,709	△ 31,213	1,486,496			
	1. 管渠費	60,416	△ 3,443	56,973	19. 修繕費	△ 989	修繕費 △ 989
	2. 処理場費	298,198	△ 25,270	272,928	22. 路面復旧費	△ 2,454	路面復旧費 △ 2,454
					12. 光熱水費	△ 500	光熱水費 △ 500
					15. 委託料	△ 2,562	委託料 △ 2,562
					16. 手数料	△ 4,410	水質検査手数料 △ 2,310 その他手数料 △ 2,100
					19. 修繕費	△ 11,809	修繕費 △ 11,809
					24. 動力費	△ 4,287	動力費 △ 4,287
					28. 負担金	△ 1,702	その他負担金 △ 1,702
	3. 総係費	161,482	△ 2,500	161,982	15. 委託料	△ 2,500	委託料 △ 2,500
2. 営業外費用		284,010	△ 7,490	276,520			
	1. 支払利息	239,134	△ 7,490	231,644	1. 企業債利息	△ 7,490	企業債利息 △ 7,490

款・項	目	既決予定額	補正額	計	節		説明
					区 分	金 額	
1. 資本的收入		1, 186, 852	△ 19, 905	1, 166, 947			
1. 企業債		752, 850	△ 18, 250	734, 600			
	1. 建設改良等企業債	107, 550	△ 18, 250	89, 300	1. 建設改良等企業債	△ 18, 250	建設改良等企業債 △ 18, 250
3. 出資金		407, 252	△ 1, 655	405, 597			
	1. 一般会計出資金	407, 252	△ 1, 655	405, 597	1. 一般会計出資金	△ 1, 655	一般会計出資金 △ 1, 655
1. 資本の支出		1, 894, 381	△ 21, 848	1, 872, 533			
1. 建設改良費		169, 771	△ 22, 142	147, 629			
	1. 下水道施設工事費	169, 767	△ 22, 142	147, 625	19. 修繕費	△ 3, 591	修繕費 △ 3, 591
					23. 工事請負費	△ 2, 000	工事請負費 △ 2, 000
					28. 負担金	△ 16, 551	揖保川下水道事業費負担金 △ 16, 551
2. 企業債償還金		1, 724, 610	294	1, 724, 904			
	1. 企業債元金償還金	1, 724, 610	294	1, 724, 904	1. 元金償還金	294	元金償還金 294

令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 病院事業収益		4,110,931 千円	△ 39,935 千円	4,070,996 千円
第 2 項 医業外収益		428,324 千円	△ 39,935 千円	388,389 千円
支 出				
第 1 款 病院事業費用		4,095,832 千円	48,687 千円	4,144,519 千円
第 1 項 医業費用		4,040,609 千円	48,687 千円	4,089,296 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に不足する額138,159千円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する額139,703千円」に、「当年度分損益勘定留保資金117,243千円」を「当年度分損益勘定留保資金118,787千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 資本的収入		332,123 千円	1,544 千円	333,667 千円
第 2 項 他会計出資金		194,038 千円	1,544 千円	195,582 千円
支 出				
第 1 款 資本的支出		470,282 千円	3,088 千円	473,370 千円
第 2 項 企業債償還金		318,105 千円	3,088 千円	321,193 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第 4 条 予算第 7 条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	2,355,953 千円	5,487 千円	2,361,440 千円

(他会計からの補助金の補正)
第5条 予算第8条本文中「288,811千円」を「247,707千円」に補正する。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福元 晶 三

令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）実施計画

(1) 収益の収入及び支出

収 入		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			4,110,931	△ 39,935	4,070,996	
	2. 医業外収益		428,324	△ 39,935	388,389	
		2. 他会計補助金	250,728	△ 41,104	209,624	
		3. 補助金	5,299	1,169	6,468	

支 出		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			4,095,832	48,687	4,144,519	
	1. 医業費用		4,040,609	48,687	4,089,296	
		1. 給与費	2,354,925	5,487	2,360,412	
		2. 材料費	676,783	43,200	719,983	

(2) 資本の収入及び支出

収 入		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の収入			332,123	1,544	333,667	
	2. 他会計出資金		194,038	1,544	195,582	
		1. 他会計出資金	194,038	1,544	195,582	

支 出		(単位：千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の支出			470,282	3,088	473,370	
	2. 企業債償還金		318,105	3,088	321,193	
		1. 企業債償還金	318,105	3,088	321,193	

令和3年度穴栗市病院事業特別会計補正予算（第5号）明細書

収 入						(単位：千円)	
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 病院事業収益		4, 110, 931	△ 39, 935	4, 070, 996			
2. 医業外収益		428, 324	△ 39, 935	388, 389			
	2. 他会計補助金	250, 728	△ 41, 104	209, 624	1. 他会計補助金	△ 41, 104	追加費用の負担に要する経費 企業債利息、 児童手当 基礎年金拠出金 託児所運営経費 退職者特別負担金 △523 △125 645 △42, 885 502 1, 282
	3. 補助金	5, 299	1, 169	6, 468	1. 国庫補助金	1, 169	看護職員等処遇改善事業補助金 1, 169

支 出									(単位：千円)
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節			説 明	
					区 分	金 額			
1. 病院事業費用		4,095,832	48,687	4,144,519					
1. 医業費用		4,040,609	48,687	4,089,296					
	1. 給与費	2,354,925	5,487	2,360,412	2. (手当)		1,169		
					(2) 看護師手当		947	看護師等職務手当 1,169	
					(5) 労務員手当		29		
					(6) 会計年度任用職員手当		193		
					4. (法定福利費)		4,318	退手組合負担金 4,318	
	2. 材料費	676,783	43,200	719,983	2. 診療材料費		43,200	医療及び看護材料	

収 入				(単位：千円)			
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的收入		332, 123	1, 544	333, 667			
2. 他会計出資金		194, 038	1, 544	195, 582			
	1. 他会計出資金	194, 038	1, 544	195, 582	1. 他会計出資金	1, 544	企業債償還金の1/2

支 出		(単位：千円)					
款 ・ 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本の支出		470, 282	3, 088	473, 370			
2. 企業債償還金		318, 105	3, 088	321, 193			
	1. 企業債償還金	318, 105	3, 088	321, 193	1. 企業債償還金		3, 088

第 2 3 号議案

宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例の制定について

宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、宍粟市企業版ふるさと納税地域創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関（以下「金融機関等」という。）への預金等の確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(処分の特例)

第5条 市長は、基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、前条の規定にかかわらず、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 4 号議案

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宍粟市消防団員等公務災害補償条例（平成17年宍粟市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第 2 5 号議案

宍粟市個人情報保護条例の一部改正について

宍粟市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宍粟市個人情報保護条例（平成17年宍粟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）及び事業を営む個人をいう。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。 (5)～(9) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等</u>をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。 (5)～(9) (略)

第 2 6 号議案

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宍粟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) (略) イ・ウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員等）という。）を除く。） ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合には、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) (略) イ・ウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

現 行	改 正 案
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任) 第23条 (略)	(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施 (2) 育児休業に関する相談体制の整備 (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任) 第23条 (略)

第 2 7 号議案

宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宍粟市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の宍粟市一般職の職員の給与に関する条例第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第30条第4項から第6項まで若しくは第37条第1項から第3項まで若しくは第5項又は宍粟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年宍粟市条例第36号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員 127.5分の15
 - （2）再任用職員 72.5分の10

現 行	改 正 案
(期末手当) 第30条 (略)	(期末手当) 第30条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)

第 28 号議案

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宍粟市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2 医師特別技能手当の項の次に次のように加える。

看護師等職務手当	月	3,600円	看護業務に従事する看護師、助産師、准看護師及び看護補助員
----------	---	--------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

現 行				改 正 案			
別表第 2（第11条関係）				別表第 2（第11条関係）			
種類	基準	金額	支給範囲	種類	基準	金額	支給範囲
(略)				(略)			
医師特別技能手当	月	年数に 1 万円を乗じて得た額。ただし上限を 20万円とする。	医療業務に従事する医師に医師免許取得年度より起算して支給する。	医師特別技能手当	月	年数に 1 万円を乗じて得た額。ただし上限を 20万円とする。	医療業務に従事する医師に医師免許取得年度より起算して支給する。
				看護師等職務手当	月	3,600円	看護師、助産師、准看護師及び看護補助員
				(略)			
(略)				(略)			
備考（略）				備考（略）			

第 29 号議案

宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について

宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

宍粟市スポーツ施設条例（平成17年宍粟市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中ミニアリーナさつきの項を削る。

別表第3中2の表を削り、3の表を2の表とし、4の表から7の表までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

矢栗市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行			改 正 案		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設名称		位置	施設名称		位置
山崎スポーツセンター		矢栗市山崎町下町1番地	山崎スポーツセンター		矢栗市山崎町下町1番地
ミニアリーナさつき		矢栗市山崎町鹿沢118番地2			
		(略)			(略)
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
施設名称	休館日	開館時間	施設名称	休館日	開館時間
山崎スポーツセンター	(1) 毎週水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで (3) 教育委員会が管理上必要と認める日	9時から22時まで ※ 管理上必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。	山崎スポーツセンター	(1) 毎週水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで (3) 教育委員会が管理上必要と認める日	9時から22時まで ※ 管理上必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。
ミニアリーナさつき	(1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 教育委員会が管理上必要と認める日	9時から22時まで ※ 管理上必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。			
		(略)			(略)
別表第3（第10条関係）			別表第3（第10条関係）		
1	(略)		1	(略)	

現 行				改 正 案
2 ミニアリーナさつき				
施設区分	利用区分	利用単位	使用料	
体育館		1 時間につき	500円	
3 ～ 7 (略)				2 ～ 6 (略)

第 3 0 号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険税条例（平成17年宍粟市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の2.40」を「100分の2.55」に改める。

第6条の4中「9,500円」を「10,500円」に改める。

第7条中「100分の2.13」を「100分の2.23」に改める。

第9条中「11,500円」を「12,000円」に改める。

第16条第1項第1号ウ中「6,650円」を「7,350円」に改め、同号オ中「8,050円」を「8,400円」に改め、同項第2号ウ中「4,750円」を「5,250円」に改め、同号オ中「5,750円」を「6,000円」に改め、同項第3号ウ中「1,900円」を「2,100円」に改め、同号オ中「2,300円」を「2,400円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,425円」を「1,575円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,200円」に改め、同号エ中「4,750円」を「5,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の宍粟市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.55</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第6条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.23</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28

現 行	改 正 案
条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア・イ （略） ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,650円 エ （略） オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,050円 カ （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア・イ （略）	条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア・イ （略） ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,350円 エ （略） オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円 カ （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア・イ （略）

現 行	改 正 案
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,750円 エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,750円 カ (略)	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,250円 エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円 カ (略)
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア・イ (略)	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア・イ (略)
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,900円 エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,300円 カ (略)	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,100円 エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円 カ (略)
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該

現 行	改 正 案
各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) (略) (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援助金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750円</u>	各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) (略) (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援助金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,575円</u> イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,625円</u> ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,250円</u>

第 3 1 号議案

宍粟市水道事業経営審議会条例の一部改正について

宍粟市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

宍粟市水道事業経営審議会条例（平成17年宍粟市条例第208号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業経営審議会」を「上下水道事業経営審議会」に改める。

第1条中「水道事業の」を「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の」に、「水道事業経営審議会」を「上下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条の見出しを「（会議等）」に改める。

第10条を第11条とし、第8条及び第9条を1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第8条 審議会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査及び検討させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

6 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によって選出する。

7 部会長は、部会を総括する。

8 部会長に事故があったときは、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその代理をする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

水道事業経営審議会	委員	日額	8,200
-----------	----	----	-------

」

を

「

上下水道事業経営審議会	委員	日額	8,200
	臨時委員	日額	8,200

」

に改める。

○矢栗市水道事業経営審議会条例の一部改正【本則による改正】

現 行	改 正 案
<u>矢栗市水道事業経営審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>水道事業の適正かつ健全な経営及び円滑な事業計画策定</u>について審議するため、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>矢栗市水道事業経営審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 <u>審議会</u>は、<u>水道事業の経営及び事業計画</u>に関する重要事項について審議し、市長に答申し、又は建議するものとする。 (議事) 第7条 (略) 2・3 (略)	<u>矢栗市上下水道事業経営審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>水道事業及び下水道事業</u>（以下「<u>上下水道事業</u>」という。）の適正かつ健全な経営及び円滑な事業計画策定について審議するため、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>矢栗市上下水道事業経営審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 <u>審議会</u>は、<u>上下水道事業の経営及び事業計画</u>に関する重要事項について審議し、市長に答申し、又は建議するものとする。 (会議等) 第7条 (略) 2・3 (略) (専門部会) 第8条 <u>審議会</u>は、必要に応じて専門部会（以下「<u>部会</u>」という。）を置くことができる。 2 <u>部会に属する委員は、会長が指名する。</u> 3 <u>前項の委員のほか、特別の事項を調査及び検討させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。</u> 4 <u>臨時委員は、市長が委嘱する。</u> 5 <u>臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び検討が終了したときは、解嘱されるものとする。</u> 6 <u>部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によって選出する。</u> 7 <u>部会長は、部会を総括する。</u> 8 <u>部会長に事故があったときは、部会に属する委員及び臨時委員のうちから</u>

現 行	改 正 案
第8条～第10条 (略)	部会長があらかじめ指名するものがその代理をする。 第9条～第11条 (略)

○宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正【附則第2項による改正】

現 行	改 正 案																																	
別表 (第2条、第4条関係) (単位 円)	別表 (第2条、第4条関係) (単位 円)																																	
<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">報酬</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">水道事業経営審議会</td><td>委員</td><td>日額</td></tr><tr><td colspan="2">8,200</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	区分	報酬		(略)			水道事業経営審議会	委員	日額	8,200		(略)			<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">報酬</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">上下水道事業経営審議会</td><td>委員</td><td>日額</td></tr><tr><td colspan="2">8,200</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>臨時委員</td><td>日額</td></tr><tr><td colspan="2">8,200</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	区分	報酬		(略)			上下水道事業経営審議会	委員	日額	8,200			臨時委員	日額	8,200		(略)		
区分	報酬																																	
(略)																																		
水道事業経営審議会	委員	日額																																
	8,200																																	
(略)																																		
区分	報酬																																	
(略)																																		
上下水道事業経営審議会	委員	日額																																
	8,200																																	
	臨時委員	日額																																
	8,200																																	
(略)																																		

第 3 2 号議案

宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について

宍粟市千種保健福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市千種保健福祉センター条例の一部を改正する条例

宍粟市千種保健福祉センター条例(平成17年宍粟市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「火曜日」を「水曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

実栗市千種保健福祉センター条例の一部を改正する条例
 新旧対照条文

現	行	改	正	案
(休館日) 第6条 保健福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) ふれあいサロン 毎週 <u>火曜日</u> 及び12月30日から翌年1月2日まで (2)・(3) (略) 2 (略)	(休館日) 第6条 保健福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) ふれあいサロン 毎週 <u>火曜日</u> 及び12月30日から翌年1月2日まで (2)・(3) (略) 2 (略)	(休館日) 第6条 保健福祉センターの休館日は、次のとおりとする。 (1) ふれあいサロン 毎週 <u>水曜日</u> 及び12月30日から翌年1月2日まで (2)・(3) (略) 2 (略)		

第 3 3 号議案

宍粟市立学校設置条例の一部改正について

宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例

宍粟市立学校設置条例（平成17年宍粟市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宍粟市立伊水小学校	宍粟市山崎町宇野419番地 1
宍粟市立都多小学校	宍粟市山崎町中野1110番地

」

を

「

宍粟市立蔦沢小学校	宍粟市山崎町宇野419番地 1
-----------	-----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分 小学校	名称	位置	区分 小学校	名称	位置
	(略)	(略)		(略)	(略)
	宍粟市立伊水小学校	宍粟市山崎町宇野419番地 1		宍粟市立蔦沢小学校	宍粟市山崎町宇野419番地 1
	宍粟市立都多小学校	宍粟市山崎町中野1110番地			
(略)			(略)		

第 3 4 号議案

辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について

辺地に係る宍粟市総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市総合整備計画

兵庫県 宍粟市 原・日ノ原・音水・引原辺地
(辺地の人口205人 面積4.3km²)

1 辺地の概況

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 宍粟市波賀町原、波賀町日ノ原
波賀町音水、波賀町引原 |
| (2) 地域の中心の位置 | 宍粟市波賀町原201番地1 |
| (3) 辺地度点数 | 118点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

原・日ノ原・音水・引原辺地地区は、本市の中心地から約30km離れた市北部地域に位置し、国道29号沿いに集落が面している辺地地区である。当該地区のうち、原地区内は日本の滝100選に選ばれた「原不動滝」を有し、多くの観光客が訪れることから、飲食・温浴・宿泊機能を備えた観光施設として「楓香荘」を公設で整備し、指定管理により運営してきたが、近年、施設の老朽化や施設利用者の減少に苦しみ、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年4月に惜しまれながら閉館した。

施設の閉館後も、原不動滝を訪れる観光客は後を絶たず、直下の八丈川沿いに整備された遊歩道と合わせて散策されるなど、依然として集客を期待できる観光資源が豊富なエリアであるが、閉館後の建屋が景観を阻害している現状である。

こうした状況を踏まえ、施設の解体を早期に行い、景勝地としての景観を回復させるとともに、観光客や地域住民の憩いの空間となるよう喫茶・軽食を提供する機能を備えた施設として、新たに(仮称)原不動滝観光公園を整備することで、地域活性化と、交流人口及び関係人口の増加を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和5年度まで 2年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
楓香荘跡地	宍粟市	342,000		342,000	342,000
合 計		342,000		342,000	342,000

第 3 5 号議案

宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について

宍粟市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

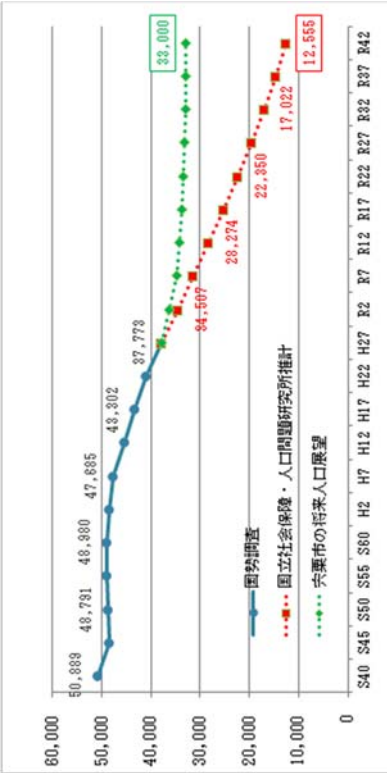
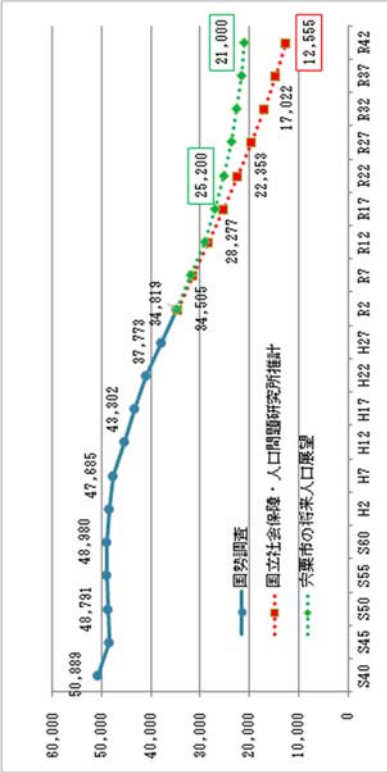
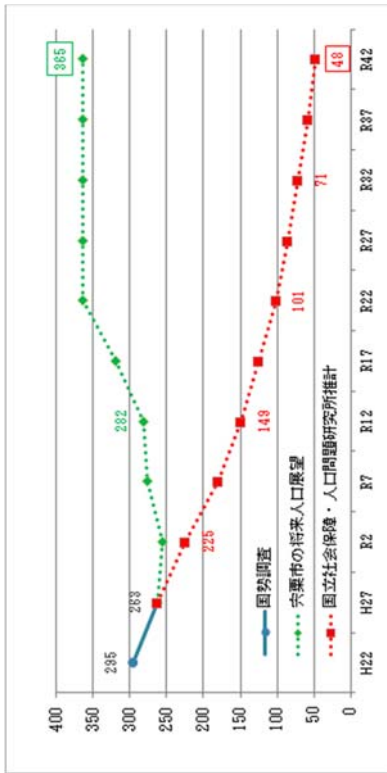
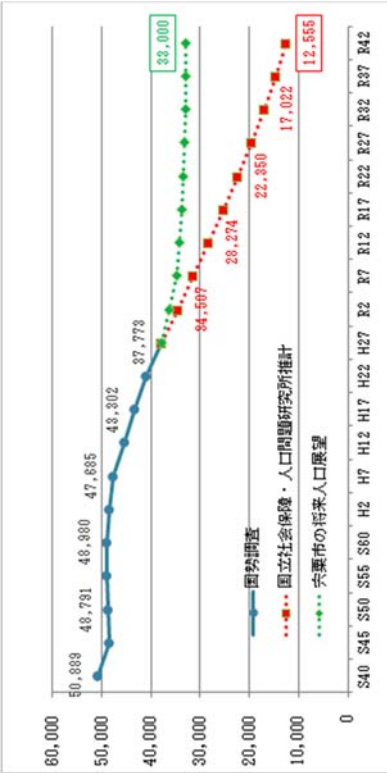
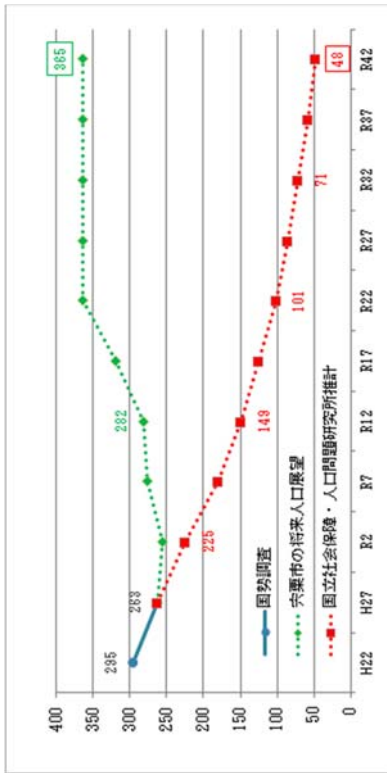
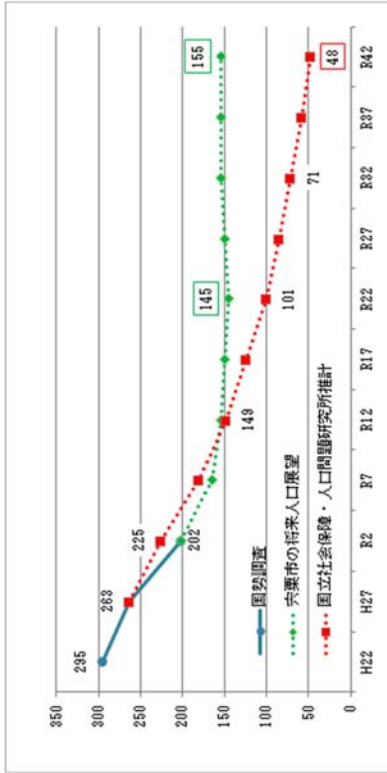
宍粟市長 福 元 晶 三

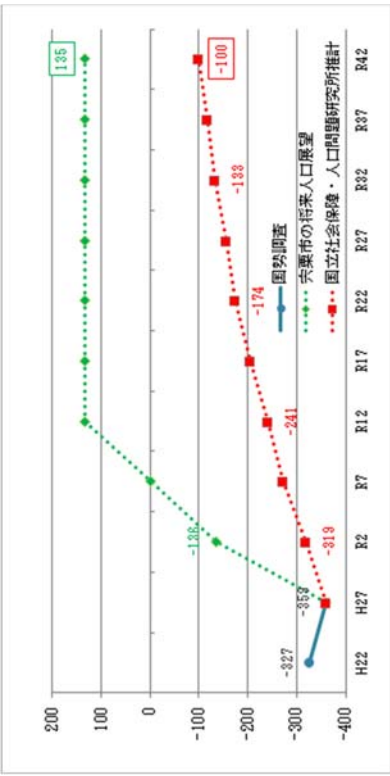
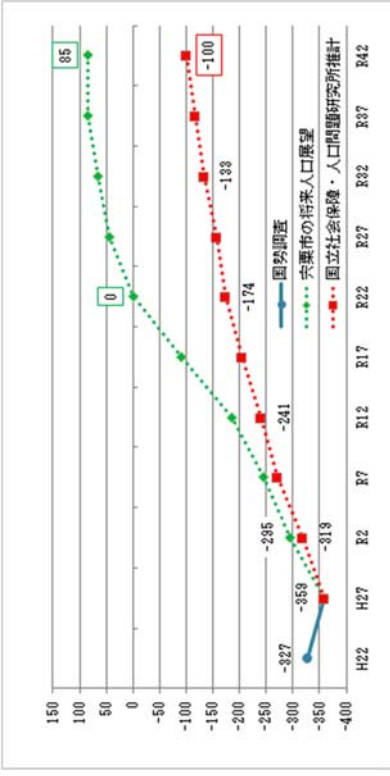
二重線を付した部分は、変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
2 頁 (ウ①)	ウ. 市における過疎の状況 ①人口等の動向 本市の人口は、昭和25年国勢調査（以下「国調」という。）での60,289人をピークに昭和35年国調では54,590人と減少傾向となり、その後も昭和55年国調では49,084人、平成2年国調では48,454人、平成12年国調では45,460人と恒常的な減少が続き、平成27年国調では37,773人にまで減少している。 また、平成27年国調では、平成22年国調から3,165人（7.7%）減少している中、北部3町域の人口減少率は11.0%で、市内の中でも特に北部地域の人口減少が進んでいる状況が伺える。 近年の人口減少の要因には、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下や進学や就職する年齢以降の若者・子育て世代（18～35歳）の市外への流出が挙げられる。	ウ. 市における過疎の状況 ①人口等の動向 本市の人口は、昭和25年国勢調査（以下「国調」という。）での60,289人をピークに昭和35年国調では54,590人と減少傾向となり、その後も昭和55年国調では49,084人、平成2年国調では48,454人、平成12年国調では45,460人と恒常的な減少が続き、令和2年国調では34,819人にまで減少している。 また、令和2年国調では、平成27年国調から2,954人（7.8%）減少している中、北部3町域の人口減少率は11.7%で、市内の中でも特に北部地域の人口減少が進んでいる状況が伺える。 近年の人口減少の要因には、「未婚化」「晩婚化」「晩産化」などによる出生率の低下や進学や就職する年齢以降の若者・子育て世代（18～35歳）の市外への流出が挙げられる。
4 頁 ((2) ア)	(2) 人口及び産業の推移と動向 ア. 人口の推移と動向 本市の人口は、過去55年間（昭和35年国調～平成27年国調）で16,817人（30.8%）の減少となっている。実市合併以降においては、平成17年国調から平成22年国調が2,364人（5.5%）、平成22年国調から平成27年国調が3,165人（7.7%）の減少と、人口減少速度が速まっている。特に、0歳から14歳と15歳から29歳までの人口減少率が高くなっており、平成27年国調では、高齢者比率が30%を超え、少	(2) 人口及び産業の推移と動向 ア. 人口の推移と動向 本市の人口は、過去60年間（昭和35年国調～令和2年国調）で19,771人（36.2%）の減少となっている。実市合併以降においては、平成17年国調から平成22年国調が2,364人（5.5%）、平成22年国調から平成27年国調が3,165人（7.7%）の減少、平成27年国調から令和2年国調が2,954人（7.8%）と、人口減少速度が速まっている。特に、0歳から14歳と15歳から29歳までの人口減少率が高くなっており、令和2年国調

変更箇所	変更前	変更後
	子高齢化の傾向が顕著になっている。 国立社会保障・人口問題研究所や国の人口ビジョンを踏まえた本市における長期的な将来人口推計は、令和12年以降30,000人を下回り、さらに令和27年には20,000人を下回ることが予測されている。人口減少に歯止めがかからなければ、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるなど様々な問題が懸念される。 そこで、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる若者の希望が実現し、人口規模が長期的に維持される水準以上に出生率を高めるとともに、市民の定住や市外の人々の移住を支援し、子どもから高齢者までバランスのとれた人口構造によって活力ある地域社会を築くために、「<u>安栗市人口ビジョン</u>」に掲げる「<u>令和42年の人口33,000人</u>」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど戦略的に対策を講じていく。	では、高齢者比率が<u>36%</u>を超え、少子高齢化の傾向が顕著になっている。 国立社会保障・人口問題研究所や国の人口ビジョンを踏まえた本市における長期的な将来人口推計は、令和12年以降30,000人を下回り、さらに令和27年には20,000人を下回ることが予測されている。人口減少に歯止めがかからなければ、集落・地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるなど様々な問題が懸念される。 そこで、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる若者の希望が実現し、人口規模が長期的に維持される水準以上に出生率を高めるとともに、市民の定住や市外の人々の移住を支援し、子どもから高齢者までバランスのとれた人口構造によって活力ある地域社会を築くために、「<u>安栗市人口ビジョン</u>」に掲げる「<u>中期目標：令和22年の人口25,200人</u>」「<u>長期目標：令和42年の人口21,000人</u>」をめざし、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に市内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど戦略的に対策を講じていく。

変更箇所	変更前				変更後			
	表 1－1（1）人口の推移（国勢調査） ①茨城県全域				表 1－1（1）人口の推移（国勢調査） ①茨城県全域			
5～6頁（表 1－1）	区 分	昭和35年 実数	略		平成 27 年 実数	増減率	令和 2 年 実数	増減率
		総 数	54,590		37,773	△7.7%	34,819	△7.8%
		0 歳～14 歳	19,102		4,829	△15.7%	4,000	△17.2%
		15 歳～64 歳	31,134		20,813	△12.7%	18,121	△12.9%
		うち 15 歳～29 歳（a）	10,219		4,277	△17.3%	3,541	△17.2%
		65 歳以上（b）	4,354		12,118	6.6%	12,648	4.4%
		（a）／総数 若年者比率	18.7%		11.3%	－	10.2%	＝
		（b）／総数 高齢者比率	8.0%		32.1%	－	36.3%	＝

変更箇所	変更前	変更後
表1－1（2）人口の見通し 	表1－1（2）人口の見通し 	表1－1（3）自然増の見通し 
表1－1（2）人口の見通し 	表1－1（3）出生数の見通し 	表1－1（3）出生数の見通し 

変更箇所	変更前	変更後
11 頁(基本方針 2 及び 3)	表 1-1 (4) 社会増の見通し 	表 1-1 (4) 社会増減の見通し  基本方針 2：環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり 生活に潤いをもたらす森林や田園、水辺空間のほか、生活の一部として形成されてきたまち並みなどの環境や景観を保全しながら、観光資源としての価値を高め、先人から受け継いできた貴重な財産として次の世代へ引き継ぐ必要がある。 この豊かな環境を本市だけのものではなく、地球規模における環境問題を意識して捉え、「2050 年のカーボンニュートラル」を視野に入れ、地球温暖化対策や省エネ対策、ごみ減量化や再利用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざすとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。 また、市民生活に身近な道路や上下水道など、生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進め、地元で暮らしたいと願う若者をはじめ一人でも多くの人が定住できる環境を整備して 市民生活に最も身近な道路や上下水道など生活基盤の整備や維持管理を計画的・効率的に進めるとともに、本市の魅力が高めることにより、地元で暮らしたいと願う若者や、一人でも多くの方が定住できる環境を整備していくことが必要である。そのため、本市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。 また、新たな公共交通システムによるネットワークの充実を進め、日常生活における利便性を向上させるとともに、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏域定住自立圏内市町などとの広域的な連携と発展を見据えるなかで、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていく。さらに、人口減少に伴い空き家が増加する中、これらを地域資源として活用することにより、良好な生活環境の

変更箇所	変更前	変更後
	保全や定住促進を図る。 基本方針３：環境にやさしいまちづくり 森林や田園、水辺空間などの優れた自然環境は、私たちの生活に潤いをもたらすとともに、観光資源としての役割も果たしており、本市の誇れる財産として適切に保全し、次世代へ引き継いでいく必要がある。 また、この豊かな自然環境を本市だけのものとして捉えるのではなく、地球規模における環境問題を意識した取組として推進し、地球温暖化対策や省エネルギー対策、ごみ減量化や再利用、リサイクルを促進するなど、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざす。さらに今後は、保全のみならず、積極的に活用すべき資源として、太陽光や小水力、バイオマスなどに、再生可能エネルギーの普及促進に努めるとともに、再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていく。	いくことが必要である。そのため、<u>実栗市らしい自然と集落が調和した良好な住環境を形成する。</u> さらに、<u>日常生活の利便性向上を図るため、道路ネットワークの形成に向けた取組を進めるとともに、人口減少に伴い増加する空き家を地域資源として活用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図る。</u>
11 頁（基本方針（新設））		基本方針３：定住魅力の高いまちづくり <u>全国的に若年層を中心とした東京圏などの都市部への一極集中が続いており、地方における人口減少に歯止めがかけていない中で、市町村が人口規模を維持していくためには定住したいと思える魅力を高めることが求められている。</u> <u>市内各地域において、それぞれの地域の特色を生かしながら快適に暮らすことができる環境となるよう生活圏の拠点を形成し、その機能の充実を図るとともに拠点間や近隣市町をつなぐ公共交通ネットワークの充実を推進する。</u> <u>また、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受け入れるための支援として、住まいに関する各種助成制度や空き</u>

変更箇所	変更前	変更後
		家の有効活用、雇用対策の推進、出会いの場の創出による結婚支援、移住を希望する人や移住者に対する情報提供・フォローアップ、関係人口・交流人口から定住人口へのつなぎなど、移住・定住促進のため取組を推進する。
11 頁(基本方針4)	基本方針4：安全で安心なまちづくり 市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。 今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助・共助・公助」による協働の理念のもと、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくる。	基本方針4：安全で安心なまちづくり 市民の生命・身体・財産が守られ、災害に強く、犯罪や事故の少ない、安全で安心なまちづくりが求められている。 今後発生が懸念される大規模地震や豪雨などの自然災害に対しては、防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上を図るとともに、本市の地形的な特徴から、大雨に伴う洪水や土砂災害の防止、治水・治山対策を積極的に推進する。また、火災をはじめ、多様化・凶悪化する犯罪、交通事故などから一人ひとりの生命と暮らしを守るため、「自助・共助・公助」による協働の理念のもと、市民、地域、行政の連携を密にし、地域力を生かした安全・安心なまちをつくる。 さらに、市民が安心して消費生活を送ることができるようであるために、消費生活に関する相談支援や情報提供を行い、環境や労働問題等の人権問題、社会、地域などの持続可能性に配慮した消費行動を促し、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する「消費者市民社会」づくりを推進する。
12 頁(基本方針3)	基本方針3：心豊かにいきいきと学べるまちづくり 人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活	基本方針3：心豊かにいきいきと学べるまちづくり 人々が活躍できる自己実現の場や機会を充実することは、地域への誇りや愛着、郷土愛を育むとともに、まちの活性化につながる。そのため、生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の活

変更箇所	変更前	変更後
	発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、「地元で学ぶ」考えを基本に、地域の持っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な資源を生かしながら、様々な活動の推進に努める。 また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。	発化に努めるとともに、それらの成果を地域づくりにつなげる仕組みを構築し、心豊かで魅力的な人を育み、まちの活性化を図っていく。この地域づくりにあたっては、<u>自分たちが住む地域を見つめなおすことや地域の様々なことを調べることによ</u><u>り、人と人との接点が生まれ、新しいものを発見し地域おこし</u><u>につなげていくという「地元で学ぶ」考えを基本に、地域の持</u><u>っている力、人の持っている力を引き出し、本市にある多彩な</u><u>資源を生かしながら、様々な活動の推進に努める。</u> また、人々が性別や年齢などを問わず、誰もが個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍することが可能となる社会をめざし、人権尊重のまちづくりとともに、男女共同参画の推進を図っていく。
13頁 ((5))	(5) 地域の持続的発展のための基本目標 本市の地域資源を生かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、過疎地域の脱却に向けて次の目標を定める。 基本目標 1 令和 7 年国調における総人口 <u>34,903人</u> をめざす 基本目標 2 令和 7 年国調における社会増減 <u>±0人</u> をめざす 基本目標 3 令和 7 年国調における自然増 <u>276人</u> をめざす	(5) 地域の持続的発展のための基本目標 本市の地域資源を生かした地域づくりや地域産業の活性化により雇用の創出を図るとともに、子育て環境の充実や生活の利便性を高めることで、子育て世代をはじめとした多様な世代の移住・定住を促進し、過疎地域の脱却に向けて次の目標を定める。 基本目標 1 令和 7 年国調における総人口 <u>31,900人</u> をめざす 基本目標 2 令和 7 年国調における社会増減 <u>-245人</u> をめざす 基本目標 3 令和 7 年国調における自然増 <u>165人</u> をめざす

変更箇所		変更前		変更後																																																			
13 頁 (2 (1) ア)	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		(1) 現況と問題点		2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成																																																		
	ア. 移住・定住		ア. 移住・定住		(1) 現況と問題点																																																		
		本市の人口は減少し続けており、平成27年国調では <u>37,773</u> 人と、昭和50年から <u>40年間で22.6%の減少</u> となっており、特に15歳未満の年少人口が大きく減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。		本市の人口は減少し続けており、令和2年国調では <u>34,819</u> 人と、昭和50年から <u>45年間で28.6%の減少</u> となっており、特に15歳未満の年少人口が大きく減少し、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にある。																																																			
23 頁 ((3) 計画)	(3) 計画		(3) 計画		(3) 計画																																																		
	事業計画 (令和3年度～令和7年度)		事業計画 (令和3年度～令和7年度)		事業計画 (令和3年度～令和7年度)																																																		
		<table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>4. 交通施設の整備、交通手段の確保</td><td>(1) 市町村道路</td><td>道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m</td><td>市</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr><tr><td></td><td></td><td>中井段線 L=470m W=12.0m 門前春安線 L=200m W=12.0m</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table>		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m	市		略							中井段線 L=470m W=12.0m 門前春安線 L=200m W=12.0m			略					<table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>4. 交通施設の整備、交通手段の確保</td><td>(1) 市町村道路</td><td>道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m</td><td>市</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr><tr><td></td><td></td><td>中井段線 L=470m W=12.0m <u>段中井線</u> L=400m W=4.0 ～ <u>7.0m</u> 門前春安線 L=200m W=12.0m</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table>		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m	市		略							中井段線 L=470m W=12.0m <u>段中井線</u> L=400m W=4.0 ～ <u>7.0m</u> 門前春安線 L=200m W=12.0m			略				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																			
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m	市																																																				
略																																																							
		中井段線 L=470m W=12.0m 門前春安線 L=200m W=12.0m																																																					
略																																																							
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																																			
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	道路改良 山田下広瀬線 L=800m W=12.0m	市																																																				
略																																																							
		中井段線 L=470m W=12.0m <u>段中井線</u> L=400m W=4.0 ～ <u>7.0m</u> 門前春安線 L=200m W=12.0m																																																					
略																																																							

変更箇所	変更前				変更後					
34頁（目標値）	<u>目標値</u>				<u>目標値</u>					
	指標名	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)	指標名	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)		
	この地域で子育てをしたい と思う親の割合	%/年	96.7	基準値より増加	この地域で子育てをしたい と思う親の割合	%/年	96.7	基準値より増加		
	子育て支援センター利用者 数	人/年	335	625	子育て支援センター利用者 数	人/年	499 (R1)	625		
	65歳以上の市民のうち「いきいき百歳体操」に取り組む人の割合	%/年	15.5 (R1)	17.5	65歳以上の市民のうち「いきいき百歳体操」に取り組む人の割合	%/年	15.5 (R1)	17.5		
	特定健診受診率	%/年	40.6	60以上	特定健診受診率	%/年	40.6 (R1)	60以上		
36頁（目標値）	<u>目標値</u>				<u>目標値</u>					
	指標名	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)	指標名	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)		
	患者紹介率	%/年	46.4 (R1)	50.0	患者紹介率	%/年	54.4	55.0		
	患者逆紹介率	%/年	46.8 (R1)	54.0	患者逆紹介率	%/年	55.6	59.0		
	病床利用率	%/年	70.7	82.0	病床利用率	%/年	70.7	91.2		
38頁（（3）計画）	<u>（3）計画</u>				<u>（3）計画</u>					
	事業計画（令和3年度～令和7年度）				事業計画（令和3年度～令和7年度）					
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	事業 備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	事業 備考
	8. 教育の 振興	(1) 学校 教育関連 施設 校舎	小学校施設整備	市		8. 教育の 振興	(1) 学校 教育関連 施設 校舎	小学校施設整備	市	

変更箇所	変更前				変更後			
		事業	中学校施設整備事業	市		事業	中学校施設整備事業	市
		屋内運動場	中学校施設整備事業	市		屋内運動場	<u>小学校施設整備事業</u>	<u>市</u>
	略				略			
42頁（目標値）	<u>目標値</u>				<u>目標値</u>			
	指標名	単位	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)	指標名	単位	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
	再生可能エネルギー自給率	%/年	$\frac{82.1}{(H29)}$	92.1 (R 4)	再生可能エネルギー自給率	%/年	$\frac{82.2}{(H29)}$	92.1 (R 4)
43頁（目標値）	<u>目標値</u>				<u>目標値</u>			
	指標名	単位	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)	指標名	単位	基準値 (R 2)	目標値 (R 7)
	審議会・委員会などの女性委員の割合	%/年	31.4	38.4	審議会・委員会などの女性委員の割合	%/年	31.4	38.4
	公共施設における延べ床面積削減率（公共施設の売却や譲渡などによる有効活用を含む）	%	$\frac{4.3}{(R1)}$	9.0	公共施設における延べ床面積削減率（公共施設の売却や譲渡などによる有効活用を含む）	%	1.2	6.2

第 3 6 号議案

(仮称) 千種市民協働センター建設工事請負契約の変更について

(仮称) 千種市民協働センター建設工事に係る請負契約を次のとおり変更するため、宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宍粟市条例第56号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

1. 工 事 名		(仮称) 千種市民協働センター建設工事
2. 契約金額	変更前の額	6 0 6 , 6 5 0 , 0 0 0 円
	変 更 額	1 5 , 2 2 2 , 9 0 0 円
	変更後の額	6 2 1 , 8 7 2 , 9 0 0 円
3. 契 約 の 相 手 先		宍粟市山崎町三津181番地 株式会社神名工務店 代表取締役社長 神名 大典

(参考) 工期：契約の日の翌日から令和4年5月31日まで